

明治・大正期における軽犯罪の 制度的変化と社会管理の強化

Institutional Changes in Minor Offenses and the Strength of Social
Control in the Meiji and Taisho Periods

青木隆浩

はじめに

①日常の行為が犯罪に変わるとき

②日露戦後の社会混乱

まとめ

【論文要旨】

本研究では、明治・大正時代の軽犯罪をおもな対象にして、法的規制や警察による社会管理の変化と犯罪件数の関係について分析をおこなった。

その結果、まず殺人や傷害などの重い犯罪は、犯罪全体の検挙件数にあまり関係していないことが明らかになった。つまり、たとえ戦争後の貧困や社会的混乱に直面しても、人々は戦争前の平和な時代よりも凶悪な犯罪を数多く引き起こすわけではない。よって、マス・メディアで報道されるような凶悪犯罪のデータを用いて、世相の変化を描写する既存の民俗学的な研究手法は、適切でないことが確認された。

むしろ、犯罪全体の検挙件数を大きく左右しているのは、軽犯罪であった。軽犯罪は犯罪と非犯罪の境界に位置しているため、時代による価値観の変化や法体系の整備によって、その範囲が大きく変わる。しかも、明治・大正時代においては軽犯罪を取り締まる法律の条文が数多く、かつ煩雑であった。また、軽犯罪による検挙件数があまりに多いため、警察は事務手続きの簡略化を理由として、その被告人を自ら裁く権利まで持っていた。警察はこの権利をしばしば悪用し、軽犯罪を建前とした別件逮捕を繰り返していた。

当時の人々は、自らの注意で回避できるモラルに関する罪に限っては、年々犯さなくなっていく。それでも、軽犯罪に関する法律は煩雑であり、かつ警察がこれを別件逮捕に利用していたので、人々はいつどこで、何を根拠として検挙されるかわからない状況にあった。そして、警察が管理体制を強化すれば、軽犯罪による検挙件数は容易に増える。検挙件数が増えれば、それを理由にして警察は警察官を増員し、さらに管理体制を強化できる。一見すると明治・大正時代における検挙件数の増大は社会の凶悪化を示しているようにみえるが、実のところは警察権力が自律的に強化されていった歴史を物語るものである。

はじめに

1. 「犯罪」に関する民俗学の既存研究

論文ないし著書のタイトルに「犯罪」を含めた民俗学の既存研究は、管見の限りごくわずかである。そこで、これまであまり注目されることのなかった「犯罪」を、それらの既存研究がなぜ取り扱おうとしたのか、最初にその目的と動機を確認しておきたい。

まず、宮田登 [1989] は「犯罪の世相と民俗的心意」という論文において、柳田國男の『明治大正史世相篇』に依拠し、昭和の犯罪に内在する都市生活者の心意を明らかにしようと試みている。彼によると、「世相をもっともよく反映しているのが犯罪であり、時代の転換期にしばしば新しい型の犯罪が表出する。それは社会の深部に潜んでいる何かの精神を示唆するのであり、具体的には社会の病理の現われでもあるから、われわれが犯罪のデータを十分に整理し、分析することは、世相史再構成のための必須の作業といえるだろう」という [宮田, 1989, 232頁]。この研究に対しては、それまで民俗学者がほとんど扱ってこなかった現代の犯罪を柳田民俗学の手法を用いて分析しようとした意欲作であったと評価したい。

なお、宮田には、彼より前に犯罪をデータにして昭和史を描こうとした色川 [1986] の手法と事実認識について、再検証を施す目的もあったと思われる。色川 [1986, 95頁] によると、「犯罪は社会の病理のあらわれであるから、このデータを十分に整理し、分析して、そこに投影されたものを観察してゆくならば、ネガにたいするポジの世相も浮かびあがってくるはずである」という。そして、彼は高度成長期に常識を破るような新型の犯罪がつぎつぎと登場したことや、都市に不特定多数の人々を衝動的に殺傷する事件が増えたこと、社会道徳や人間関係処理の未熟な社会を反映した犯罪が見られることなど、マス・メディアでしばしば指摘されてきたことを題材にして、世相の変化を描こうとしている。このように、宮田は世相を描くための手法を色川 [1986] に依拠している。

ただし、このような目的に対して、彼らの実際に利用したデータが適切であったのか、疑問を感じざるを得ない。例えば、宮田が分析に利用したおもな資料は赤塚行雄編『青少年非行・犯罪史資料』1～3巻に所収されている新聞記事であったが、それらを利用するには、十分な注意が必要である。例えば、河合 [2004, 103頁] によると、新聞記事には読者の誤解を生むような見出しが多く、事実に反して犯罪情勢の悪化と制度の厳罰化を印象づけているという。よって、新聞記事ばかりに依拠すると、世相を実態よりも凶悪化したと捉え、それに伴って厳しく管理されるようになったと描くことになりかねない。また、大庭 [1990, 25頁] は読売新聞と朝日新聞の記事を分析して、「別個の事件でありながらも、ひとつのカテゴリー（例えばいたづら目的の誘拐）として操作的にまとめられ、読者に対しては不安感情を常に抱かせる」記事を掲載することにより、ある特定の現象が流行しているかのような印象を与えていると批判している。この指摘によれば、新聞記事そのものが流行ないし世相を形成していることになり、したがって新聞記事からは、現実の世相を描くための必要な情報を得ることが困難なことになる。

さらに、犯罪の歴史的変化については、それを取り締まる社会統制機関の方針が大きな影響を与

えていることは明白である [鮎川, 2001, 139頁]。この点を重視すると、犯罪を都市生活者の心意と一方的に捉えるべきではなく、犯罪者と取り締まる側の相互作用と見なすラベリング理論の考え方を取り入れる必要があったといえよう。ベッカー [1993, 18頁] によれば、「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人々に適用し、彼らにアウトサーダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生みだすのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ、他者によってこの規則と制裁とが『違反者』に適用された結果なのである」という（傍点は原文のまま）。

彼は自説を展開する上で、マリノウスキーによって発見されたトロブリアント諸島における外婚制違反への対処方法に着目している。マリノウスキー [2002, 70頁] の発見とは、島民が通常、外婚制違反に寛大であり、何ら過酷な刑罰を要求しない一方で、もし利害関係者による誹謗が勃発すると、「すべての者が罪を犯した男女にたいして嫌悪の感情をいだき、排斥や侮辱によって男女のどちらかを駆って自殺にいたらしめることも生じうる」ということであった。ここから、ベッカー [1993, 21頁] は「ある行為が逸脱行為であるか否かは、他の人びとがそれにどのように反応するかをまたなければならない」点を強調する。この重要な研究成果によって、犯罪を「社会の病理の現われ」としてだけではなく、社会と個人ないし利害関係者の関係性もしくは相互作用として、さらにはそれらをめぐる文化的価値観の違いや政治的問題として捉える道が開かれていたのであるが、宮田をはじめとしてほとんどの民俗学者はそのようなアプローチを採用しなかった。

実は、宮田自身も新聞記事に依拠した研究手法に確たる自信を持ってなかったようであり、「都市生活の表層に現象化している犯罪の態様を、都市民俗としてとらえることが可能かどうかはにわかに判断しにくい」と述べている [宮田, 1989, 234頁]。したがって、宮田によるこの犯罪研究は、色川論文を踏まえた挑戦的な試みとしての傾向が強いが、あまり良好な結果を導き出せたとはいえない。その大きな原因は、これまで確認してきたように、マス・メディアが選択的に取り上げ、何らかのフィルターを通じて加工した犯罪記事を社会一般の実態と見なす間違いをしたことと、社会を管理する側の動向に目を向けなかったため、犯罪が社会環境の変化によって自然発生的に生じるような論調をつくり出したことにある。

これらに対して、川村邦光による「犯罪の民俗」は「近代社会のなかで犯罪の成立する現場、犯罪と逸脱のせめぎ合う臨界はどのような場であったかという問題」を問い、その問題を「犯罪がたんに処罰によって帰結するのではなく、矯正をも射程に入れられ、文化支配に対する服従・抵抗が重層的に繰り広げられていたということ、すなわち日常の生活世界での身体と精神の再訓練と再教育をめぐる抗争にも関わる」ことと位置づけている点で重要である [川村, 2000, 3頁]。なぜなら、彼は犯罪を単に社会的な病理のあらわれとして描くのではなく、犯罪と非犯罪の境界をめぐる国家政策の方向性とそれに対する国民の抵抗を描き出すという現実的に無理のない研究手法を用いて、民俗学における新たな犯罪研究の方向性を提起しているからである。

なお、この論文で川村が取り上げた事例は子供たちの悪戯と、若者組の儀礼的暴力が法律の整備によって犯罪へと転化された経緯、酒税法で禁止された濁酒密造が国家権力によって衰退を余儀なくされていったことの3点である。それらの議論には概ね説得力があるが、あえて疑問点をあげれば、秋田県ないし東北地方の事例が全国の濁酒密造に対してどのような位置を占めるのかが不明瞭

である。濁酒の製造量には大きな地域差があったので、その製造を禁止する酒税法に対しては地域的な利害対立があった。濁酒密造が地域の酒造経営に打撃を与えているとみなされれば、それを取り締まる圧力が強くなるが、反対にあまり影響していないとみなされれば、それを取り締まるのに多大な人件費と時間をかけることが回避される。よって、濁酒密造は単純に国家権力のみによって衰退を余儀なくされたのではなく、県の行政や酒造組合からも大きな圧力を受けていた。

また、宮田と色川、川村がいずれも犯罪の歴史的特性に注目したのに対して、山田巖子は「マス・メディアと『現代伝説』—犯罪報道をめぐって—」という論文で、犯罪に関わるもっともらしい噂話の創出過程にマス・メディアが重大な役割を果たしていることを見いだしている。山田[1996, 51頁]は、マス・メディアが報道を類型化することで、そこからズレた被害者遺族の身振りに違和感を与えてしまい、そのことが架空の物語をつくりあげる原因になったと推測している。この推測はたいへん興味深く、かつ私もマス・メディアの犯罪報道が犯罪者と被害者、彼らの家族に大きな影響を与えていることは重大な問題であると考えているが、本稿の主要な関心から外れるため、これ以上言及しない。

2. 広義の犯罪に関する民俗学的研究

「犯罪」をタイトルに含めた論文は少ないが、犯罪の内容を広義に解釈すると、失踪事件としての神隠しや狐憑き、異人殺し、罪のケガレ、嫁盗みや作物盗み、夜這い、親子心中など、民俗学は犯罪研究のオンパレードとなる。

とくに、神隠しと狐憑きは犯罪学においても、しばしば取り上げられる重要な問題である。なぜなら、近世までは原因のよくわからない犯罪を神隠しにあった、あるいは狐に取り憑かれたと説明することによって、それ以上個人の責任を追及しなかったのに対し、近代以降は刑法の制定によって犯罪の原因を個人の性格や家族の遺伝に求めるという、大きな変化があったからである。

例えば、小松[1991, 82-83頁]は、「神隠し幻想(信仰)をもっていた昔の人びとは、そうした出来事(失踪に至るボケや精神錯乱-筆者注)を、神隠し幻想という一種のコスモロジーによって解釈していたのである。そしてそれは、“病気”として解釈することで、社会から排除・隔離する傾向の強い社会的処理をほどこしがちな現代と違って、まことにやさしい内容をもった、社会への彼らの回収方法であった」と述べている。江戸の公事方御定書が明治の刑法よりも厳しい刑を科している事実から[安部, 1994, 130頁]、江戸時代が事件に優しく対応していた時代とは考えにくい、刑罰が厳しいからこそ、それに対する抜け道が用意してあった可能性はある。精神病院が存在していなかった時代には、精神障害者を罪を犯す性質をもった者として危険視する考え方もおそろくなかったであろう。加えて、「狐憑きとされた『狂症』が決して治療不能の病いとみなされたのではなく、ほとんど治療可能とみなされていた」ので[川村, 1997, 69頁]、狂気を発した人々は精神障害者という固定したレッテルを貼られることもなかった。

これに対して近代以降は、「犯罪者」という人間が発見され[芹沢, 2005, 128頁]、精神科医たちが明治三十年代以来、「『狂気』と犯罪を同一視しながら、精神障害者を精神病院に収容することによって、社会を防衛しなければならないと叫び続けてきた」時代である[同, 201頁]。こうした近代以降における犯罪観の変化と管理体制の強化と比較する上で、神隠しや狐憑きの研究は興味深い事

例を提供しているのであるが、その一方で民俗学者自身はこれまでみてきたように近代以降の犯罪をあまり研究対象にしてこなかった。そのおもな理由は小松 [1991] に典型的なように、民俗社会を伝統的な社会とほぼ同一視して、現代社会と切り離しているからである。例えば、彼は現代社会について、「私たちは『神隠し』の原因とされる『神』を信じなくなってしまったのである。『神』の棲む領域としての『異界』を失ってしまったのである」と述べ、現代を民俗の消滅しつつある時代として描いている [小松, 1991, 10頁]。つまり、そこに民俗の存在を認めていないため、近現代に起こった新たな現象が研究対象から外れてしまう。

しかし、民俗学の創始者である柳田國男は、彼の生きた近代を何度も描いており、過去と現在の比較から社会問題の解決策を打ち出そうと試みている。なお、柳田民俗学において、過去と現在を比較することには大きく2つの意味がある。

1つには、伝統を根拠にして自分に都合の良いことを正当化する世論形成のやり方を、歴史的変化の実態を示すことによって否定するものである。それは、次の文章から確認される。「特に気になるのは、近世最も盛んであった起源論の濫用が、今に歴史家の所領の如く看過されて居ることである。事物の始まりが古いと聴いて、それなら大丈夫ともう安心してしまひ、中途の変化をも尋ねず又は名と実との睽離を気かけようともせぬ風は、たゞに時代の考察に疎漫だといふだけで無く、起源そのもの、理解にも不親切なことである (中略)。ところが明治の革新後になつても、酒とか遊女制度とかの擁護に立つ者が、やはり同じ論法を以て古いといふことを見方にしようとする」[『国史と民俗学』, 20-21頁]。ここで柳田は、近代の大量飲酒や遊女問題を解決できない原因を、起源論によってそれらを正当化する世論に求めている。歴史を社会的状況によって常に変化するものとみなせば、起源論による物事の正当化は説得力を失う。その時、庶民は伝統の拘束に縛られず、合理的に社会問題の解決策を練ることができる。

もう1つは、学校や政治家から押しつけられた全国共通の歴史学ではなく、各地方の史実を正しく学ぶことによって、社会問題の発生原因を正しく追及するものである。それは、次の文章から確認できる。「我々の学問は結局世の為人の為でなくてはならない。即ち人間生活の未来を幸福に導くための現在の知識であり、現代の不思議を疑つてみて、それを解決させるために過去の知識を必要とするのである」[『郷土生活の研究法』, 279頁]。つまり、現在の社会問題を解決するために必要な個々の歴史を明らかにすることが、柳田民俗学にとっての大きな目的である。

以上のように、柳田は民俗を近代化によって失われつつあるものとは位置づけていない。むしろ、民俗は現在の社会問題を解決するために必要な正しい知識である。従来の民俗学は、『民俗』をししばしば近代化に伴って消滅するものと見なしたために、近代以降の新たな現象を研究対象にしなかったが、柳田は近代以降の新たな現象とそこから生じた社会問題の原因を歴史的変化の中に求めようとしたために、比較対象としての古い社会を掘り起こしたのである。柳田は庶民がしばしば伝統的な慣習や俗信に拘束されて生活苦に陥っていることを問題視しているのに、民俗学者が、研究の対象を近世の民俗用語に拘束されるべきではない。ここに、民俗学が犯罪を研究対象として選択するにあたって、近現代を含めて検討する意味がある。

3. 問題設定

すでにみてきた通り、マス・メディアが犯罪の流行を創出する傾向にあるため、その報道内容をもって世相を描こうとすると、マス・メディアが創作した物語に翻弄されることになる。この問題は、新たな社会規範や法律をつくろうとするときにも当てはまるだろう。なぜなら、それらの根拠として、時宜にかなっていることを強調することが、しばしば説得力をもつからである。もし、社会が従来通りで変化していないのであれば、新たな社会規範や法律をつくることは、おそらく拒否される。このため、政治家や官僚は、自らの指摘している問題が新しい現象であり、それを改善ないし防止するために新たな社会規範や法律をつくらなければならないという論法を用いる。したがって、マス・メディアだけでなく、政治家や官僚によっても犯罪の流行は創られる。

そこで、啓蒙書や帝国議会の議事録などにおける彼らの説明に対しては、データによる裏付け作業が必要となる。幸い、1880年代以降であれば、『日本帝国統計年鑑』や『内務省統計報告』など、犯罪に関する統計データは充実している。一般に民俗学では統計データを使用しないことが多いが、本稿は以上の理由から統計データより作成した図表を多用する。犯罪の実態が変化していないのに、法律や社会規範などによって管理体制が強化されるのであれば、犯罪の歴史的变化や社会問題の発生原因はおもに政治家や官僚の側にあることになるだろう。反対に犯罪の実態が変化している場合には、その背景に生活や価値観の変化があったか、あるいは管理体制が強化された結果として犯罪件数が増加したと考えられる。

なお、犯罪に関する民俗学的研究がマス・メディアの報道内容に大きく依拠してきた事実と本稿でその問題点を指摘した経緯から、犯罪の実態とマス・メディアの報道を比較する作業が必要なのは認識している。だが、犯罪の実態をできるだけ正確に把握するだけでも、1本の論文に収まらないほどの誌面を要する。そのうえに犯罪の実態とマス・メディアの報道に関する分析を加えると、膨大な頁数を費やさなければならない。このため、本稿ではまず、犯罪の歴史を法律や制度、警察の管理体制と検挙や裁判に関する数量的データをつき合わせることに重点をおいた。その結果とマス・メディアの報道にみられるズレについては、別の論文で検討したい。それでも、犯罪の総数に対して、法律や制度、警察の管理体制といった取り締まる側の変化がいかに大きく影響し、その一方で犯罪の軽重にあまり変化のないことがおおよそ明らかになると思われる。

対象としては、明治・大正時代の日本における、犯罪に対する認識の歴史的变化と政治的問題、それらに伴う新たな社会規範の形成と法律化、統計データのトリックといった諸問題を取り上げる。昭和を対象から外した理由は、1925〔大正14〕年制定の治安維持法による影響を取り除くためである。事実、昭和に入ると検挙者数が急増する。昭和初期について研究するには、明治・大正時代とは別の枠組みが必要であろう。

さて、本稿でとくに重要視するのは、軽犯罪に関する法制化と犯罪観の変化である。なぜなら、戦争のように特殊な状況を除けば、どの地域や時代であってもほぼ共通して犯罪と見なされる殺人や強盗と違って、軽犯罪はまず、地域や時代ごとの文化的価値観や政治家、官僚、社会事業家といったエージェントの理想とする社会像によって対象がしばしば異なっており、したがって価値観の対立や秩序の混乱を招きやすいという社会一般の問題を抱えているからである。

また、殺人や強盗は発生件数が少なく、かつ非日常的な心理状態で行われるので、社会全体に向けた日常の犯罪防止対策があまり役に立たない。むしろ管理、統制されやすいのは、現代を例に挙げると夜遊び、万引き、自転車の窃盗など、日常から頻繁に発生する小さな行為である。ところが、本稿でこれから確認するように、これらの小さな行為は、犯罪全体に占める検挙件数の割合が高いため、その変動によって犯罪者の総数を大きく左右してきた。また、日常の行為から犯罪に変わるような、社会規範の価値観が歴史的、地域的に異なる行為ほど、犯罪者数が大きく増減する。よって、犯罪者数のデータを一見すると凶悪化しているかのようにみえる場合にも、現実には取るに足らない小さな犯罪がそれを演出していることは多々ある。だからこそ、犯罪全体に対する社会的不安と管理体制の強化を理解するには、軽犯罪という身近な問題について検討する必要がある。

なお、本稿で用いる「軽犯罪」は、1948〔昭和23〕年に制定され、1973年に改正された現行の軽犯罪法に定められている違反行為と必ずしも一致しない。現行の軽犯罪法による違反行為は、「1. 人が住んでおらず、且つ、看守していない邸宅、建物又は船舶の内に正当な理由がなくてひそんでいた者」や「2. 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」、「3. 正当な理由がなくて合いかぎのみ、ガラス切りその他他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」など、計34号にわたる〔『岩波コンパクト六法』平成17年版、1116-1117頁〕。しかし、第二次世界大戦前までは警察犯処罰令が、1909〔明治41〕年までは旧刑法の違警罪目が、その前は違式誣違條例がそれぞれ小さな違反行為を定めていた。

つまり、軽犯罪の内容は時代によって異なるため、これを歴史的に分析するには、現行の軽犯罪法に依拠せず、軽微な犯罪を幅広く取り扱う必要がある。そこで、本稿では軽犯罪を殺人や強盗のようにいかなる地域や時代においても犯罪とみなされる行為ではなく、むしろ犯罪と非犯罪の境界が価値観の違いによって異なる行為全般と位置づける。この定義では、軽犯罪の範囲が曖昧になってしまうが、実際に軽犯罪の罪目は歴史的に大きく変化している。そして、この法律や、それに基づいた警察による管理体制の歴史的変化を明らかにすることで、犯罪の周辺部分、つまり犯罪の範囲がどのようにして変化するのか、またそれによって検挙件数がどれだけ増減したのかといった諸問題を明らかにできると思われる。

①…………… 日常の行為が犯罪に変わるとき

1. 軽犯罪の始まり

すでに常識化していることであるが、幕末から明治初期の日本人は、欧米人からみて奇異に感じられたようである。1861〔文久元〕年に来日したイギリス人画家ワーグマンのスケッチには、ズボンに2本差しをした丁髷姿の武士や同じく和洋混在の服装をした若者たち、工作中に煙草を吸いながら談笑する不真面目な労働者などが描かれている〔清水編、1987、75、105頁〕。また、1882（明治15）年に来日したフランス人画家ビゴアのスケッチには、人前で授乳している母親や繁華街で買春する兵士、上半身裸の遊女〔清水編、1986、21、57、108頁〕、海岸沿いにふんどし姿で立っている青年、

混浴風呂などを描いたものがある〔清水編，1992，31，69頁〕。

しかし、外国人から好奇の目でみられたそれらの風習は、為政者にとって文明化の遅れを象徴するみっともない行為であった。1872（明治5）年11月8日東京府布達の違式註違條例は、一般にこのような野蛮な行為を取り締まるために制定されたと考えられている。例えば、芹沢〔2005，39頁〕は、縁端で肌をさらした女性が違式註違條例違犯によって警察に拘引された事例をもとに、「外国人の目にさらされる庶民生活は、『内なる野蛮』として、何としてでも排除せねばならないもの」であったと述べている。また、小木〔1990，467頁〕も、「外国人に対して当局者が国辱的と意識した風俗の強請を意図し」たものとみている。同様に大日方〔1992，181頁〕は、「開化風俗の強制的創出は、対外的要因と結びつくものであった。（中略）文明＝欧米を価値基準とする彼ら（＝日本国家の指導層，筆者注）にとって，“日本的なるもの”，すなわち旧習は悪であり，唾棄すべきものだった」と論じている。

一方、熊倉〔1979，591頁〕は「市中取締りの延長線上に登場してくる文明開化期の風俗取締政策の展開を違式註違條例制定に一つの画期を考え、選別された風俗が国民教化の手段として『改良』を加えられる状況をたどった」と述べ、風俗取締に江戸時代と明治初期の連続性をみる。そして、外国人に対する国辱意識についても「世間体の拡大として自己規制を加える心理として、より伝統的な発想ではあった」とみている。このように違式註違條例制定の理由については、風俗取締の歴史的連続性と断絶性をめぐって、各論者の意見に相違があるが、少なくとも政府が外国人の目を意識して野蛮な行為を取り締まろうと試みたことに求めていることには共通点を有する。

たしかに違式註違條例に野蛮な行為をあらかじめ取り締まる目的が含まれていたことは、条文の内容からみてもほぼ間違いないだろう。第9條「春画及ヒ其類ノ諸器物ヲ販売スル者」や第11條「身体ニ刺繡ヲ為セシ者」、第22條「裸体又ハ袒裼シ或ハ股脛ヲ露ハシ醜体ヲナス者」などは、その典型である〔法規分類大全第55巻 刑法門(2)，5頁〕。

だが、この條例は野蛮な行為を取り締まることばかりを目的としていない。東京府違式註違條例は当初、刑罰の重い違式罪目の23條とそれの軽い註違罪目の26條を含む計54條で成り立っていた。そのうち、第7條「贗造ノ飲食物並ニ腐敗ノ食物ヲ知テ販売スル者」や第10條「病牛死牛其他病死ノ禽獸ヲ知りテ販売スル者」のように各種営業に関する条文が少なくとも計7條、第17條「夜中無燈ノ馬車ヲ以テ通行スル者」や第23條「馬及車留ノ揭示アル道路橋梁ヲ犯シテ通行スル者」のように交通に関する条文が少なくとも15條ある〔同上，5－7頁〕。その後、条文はほぼ毎年のように追加と削除を重ね、1879（明治12）年11月に総計76條となった。追加された条文はやはり、第55條「酔ニ乗シ亦ハ戯ニ車馬往來ノ妨碍ヲナスモノ」や第64條「猥りニ筏ヲ橋梁又ハ杭木ニ繫キ或ハ通船ノ妨害トナル可キ処ニ泊スル者」など交通に関する条文と、第65條「牛乳搾取人心得規則ニ違背致ス者」や第72條「菓子其他ノ物品ヲ賭シ営業ヲナスモノ」など各種営業に関する条文を多く含んでいる〔同上，8，14，25頁〕。

実のところ、違式註違條例の罪目追加においては、野蛮な行為を取り締まるための条文を列挙することが意図的に回避されていた。例えば第62條追加の際には、司法省が「今般教部省ヨリ神仏祭礼開扉等ノ節従来ノ弊風ニ泥ミ奇怪ノ打扮或ハ男女姿粧ヲ易ヘ候等ノ儀有之趣醜態ヲ極メ候ノミナラス神仏ヲ褻瀆シ以テ外ノ儀ニ付以來右様ノ儀無之云々布達ニ及ヒ候付テハ今後諸祭礼開扉等ノ

付し右様醜態ノ者ハ一般違式ヲ以テ処分可致哉」と意見を述べているが[[法規分類大全第55巻 刑法門(2)], 12頁], これに対して法制課は、「祭礼開扉等ノ節男子ニシテ女粧ヲ為シ女子ニシテ男粧ヲ為ス等ノ醜態ハ違式條例ヘ追加相成候テ可然候ヘトモ其他打扮ハ旧来風俗ノ慣行一々違式ノ罪目ヲ掲ケ厳制候テハ不穩儀ト存候」と答えている[同上, 12-13頁]。その結果として追加された条文が、第62條「男ニシテ女粧シ女子ニシテ男粧シ或ハ奇怪ノ扮飾ヲ為シテ醜体ヲ露ス者」である[同上, 12頁]。つまり、法制課では男装と女装を醜態であるとの理由で違式註違條例によって禁止しつつも、旧来からのみっともない慣行をすべて厳しく制限するのは穏やかでないとして、社会管理の強化を進めていた教部省を牽制しているのである。したがって、違式註違條例に野蛮な行為を取り締まる目的があることは否めないとしても、そのような条文は政府からみてとくに問題視されたことに限られており、全76條のうち10條に満たなかった。それよりも、各種営業や交通に関する条文の方が多かったのである。

それでは、違式註違條例とは法律全体の中でどのような位置づけをされていたのだろうか。参考に当時の刑法について確認しておく、身分階層によって処罰の異なる江戸時代の公事方御定書が1868(明治元)年の仮刑律、1871年の新律にも踏襲されており、四民平等に対応した刑法の成立は1880(明治13)年を待たなければならなかった。

1871年の新律綱領は、名例律、職制律、戸婚律、賊盜律、人命律、鬪毆律、罵詈律、訴訟律、受贓律、詐欺律、犯姦律、雑犯律、捕亡律、断獄律によって構成される。まず注意したいのは、公事方御定書を踏襲しているために、近代の新しい現象、とくに都市化や営業の自由化に対応できていないことである。

例えば、新律綱領には現行の道路交通法や刑法の「往来を妨害する罪」に相当する規定がない。だが、幕末に馬車が普及すると、未整備の道路をそれまでにないスピードで走ったため、事故を増加させた。また、明治時代になって農村から東京に流入してきた次三男の多くが車夫になると、東京の交通はたいへん混雑し、一定の規則を必要とした。このような交通の新たな問題に対応して必要と認められた罰則が、順次違式註違條例の中に加えられていったと考えられる。

一方、営業の自由化については、それに伴って1870(明治3)年に株仲間が廃止されたことにより、業界のルールを乱したという問題があった。岡崎[2001, 39頁]によると、江戸時代に「株仲間が特定地域で排他的な営業特権を持っていたことは、株仲間の取引停止によって不正を働いた取引相手が被る利得の減少を大きくし、懲罰の有効性を高める意味を持っていた」という。その株仲間が廃止されたことにより、明治初期には商品の不正な売買が頻繁に行われていたと推察される。この問題に対処するため、政府は業種別に規則を設けるか、あるいは違式註違條例による罰則の対象とすることで、不正な商品取引を防ごうとした。

さらに、違式註違條例にはこれらに当てはまらない条文も少なくない。例えば、第15條「外国人ヲ私ニ雜居セシムル者」や第18條「人家稠密ノ場所ニ於テ妄リニ火技ヲ玩フ者」、第34條「他人園中ノ菓実ヲ採リ食ス者」、第48條「物ヲ打掛電信線ヲ妨害スル者」、第60條「道路亦ハ人家ニ於テ合力ヲ申掛ケ或ハ押売スル者」などがそれに当たる[[法規分類大全第55巻 刑法門(2)], 5-7頁]。それらの中で、第15條と第48條は外国人の居住や電信線の普及という、近代の新しい現象に対応している点で、交通や営業に関する条文と共通点をもつ。一方、第18條や第34條、第60條は公衆への迷惑

や個人間のトラブルを解決する目的があると考えられる。これらの点を含めて考えると、違式註違條例とは単なる野蛮な行為を取り締まるための法律というよりも、新律綱領を適用できないような、近代化によって生じた新たな問題や公衆への迷惑、個人間のトラブルに対処するために制定された雑多な法律であったといえよう。

だが、内容が雑多であるために、犯罪と非犯罪の境界がわかりにくいことは、取り締まられる側からみれば至極迷惑なことであったと推察される。これによって、一般庶民は犯罪と自覚していない行為で逮捕されることも少なくなかったであろう。また、徳永〔1984, 37頁〕によると、「民衆はその条文そのものよりも、違式註違條例を口実として、いついかなる時でも取締られることを恐れた」という。つまり、法律としての曖昧さに乗じて、警察は違式註違條例を別件逮捕に利用していたらしい。この別件逮捕の問題は、戦後に警察犯処罰令が廃止されるまで続く。

違式註違條例は1873（明治6）年7月、太政官布告第256号によって、地方にも適用された。だが、地方違式註違條例には、東京府違式註違條例の第22條「裸体又ハ袒裼シ或ハ股脛ヲ露ハシ醜体ヲナス者」や第37條「湯屋渡世ノ者戸口ヲ明放チ或ハ二階へ見隠簾ヲ垂レサル者」、第46條「市中往来筋ニ於テ便所ニアラサル場所へ小便スル者」など野蛮な行為を禁止する条文と交通に関する条文など計16條が除かれており、反対に第23條「他人ノ持場ノ海草類ヲ断リナク刈採ル者」や第27條「他人ノ持場ニ入り筍或ハ茸類ヲ無断採リ去ル者」、第29條「堤ヲ壊チ又ハ断リナク他人ノ田園ヲ掘ル者」のような個人間のトラブルを解決するための条文が数多く加えられている〔法規分類大全第55巻 刑法門(2)], 51-52頁〕。このことから、違式註違條例は従来から強調されているほどに野蛮な行為の禁止に力点を置いていたのではなく、新律綱領に定められていない様々な禁止事項を寄せ集めたものといえてよい。よって、神谷〔1976, 72頁〕が、地方違式註違條例について「従来からつちかわされてきた村落生活の『生ける規範』をそのまま継承し、定立したものにほかならなかった」と述べているのを支持しつつ、本研究ではこれを各地方の事情により新律綱領から漏れた雑多な法律と解釈する。

のちに営業規則や交通規則が整備されると、それらに関する違式註違條例の条文は順次削除されていった。そのこともおそらく影響しているが、違式註違條例による検挙者数は、この法律が1880

表1 違式註違條例検挙者数の推移

	違式註違條例				新律綱領			
	違式	註違	実数計	人口千人当 検挙者数	窃盗	賭博	実数計	人口千人当 検挙者数
1878	18,128	61,235	79,363	不明	29,337	26,979	90,264	不明
79	16,470	59,787	76,257	2.13	32,966	32,145	115,204	3.22
80	12,728	63,743	76,471	2.13	33,952	33,743	140,323	3.91
81	9,982	59,039	69,021	1.90	33,054	30,339	148,248	4.08

資料：『日本帝国統計年鑑』

（明治13）年の刑法制定に伴って廃止される数年前に減少傾向をたどっていた（表1）。それでも、1878年の違式註違條例による検挙者数は新律綱領によるそれとあまり変わらないほどに多く、1881年に至っても後者のおよそ半数に相当した。なお、1880年に検挙者が増えた原因については、次節で確認する。また、1881年に検挙者が増えた原因は、松方デフレによる米価下落の煽りを受けて貧困

に陥った者が窃盗や無断での山林伐採を頻繁におこなったことによる。実際に、『日本帝国統計年鑑』によって罪状別の検挙者を確認してみると、「擅ニ官私ノ山林ヲ伐リ或ハ誤伐ス」罪で逮捕された者が1880年の4,212人から1881年に6,818人へと急増しており、かつ窃盗犯も増加傾向にある（表1）。違式註違條例の条文には、東京府の第34條「他人園中ノ葉実ヲ採リ食ス者」や『法規分類大全第55卷 刑法門(2)』, 6頁]や地方の第23條「他人ノ持場ノ海草類ヲ断リナク刈採ル者」[同, 51頁]を典型として、広義に解釈すると窃盗に当たる行為が少なくないので、違式と註違、新律の境界は曖昧であった。したがって、従来ならば違式註違條例違犯に相当した行為も、厳罰化によって新律を適用されることもあったであろう。この意味でも、違式註違條例は一般庶民にとって、単なる軽犯罪という枠を越えた迷惑な法律であった。

2. 増える犯罪の背景

1880（明治13）年7月、太政官布告第36号として刑法が改定され、1882年1月1日より施行された。その際、従来の違式註違條例は違警罪として刑法第425條から430條に組み込まれた。ここで、違式と註違を吸収したことにより、刑法は対象の範囲を飛躍的に増加させた。もともと違式註違條例には被害者のない行為を取り締まる行政的な意味があったので、これを取り込んだ刑法も行政的な色彩を帯びることになった。

その代わり、刑法全体と違警罪ともに従来よりも刑罰が軽くなっている。田畑における作物の窃盗を例に挙げると、新律が刑罰の最も軽い被害金額1両以下で笞50回、最大で役北海道2年に服する流三等という重い厳罰に処していたのに対し[『法令全書』3, 629頁], 改定後の刑法では1ヶ月以上1年以下の重禁錮に軽減されている[『法令全書』13-1, 153頁]。また、違式註違條例が1876（明治9）年の改正後において、違式の罪を75錢以上150円以下の贖金ないし8日以上15日未満の懲役に、註違の罪を5錢以上70錢以下の贖金ないし半日以上7日以上以上の拘留に処していたのに対し、違警罪では最も重い第425條違犯を3日以上10以下の拘留もしくは1円以上1円95錢以下の科料に、最も軽い第429條違犯を5錢以上50錢以下の科料にとどめている[『法令全書』13-1, 159-163頁]。つまり、1880年改定の刑法は刑罰の軽減化と引き替えに、「犯罪」の対象を拡大させたといえる。

従来から違式註違條例に引っかかっていたような行為を犯罪として刑法の中に取り込んだことは、一時的に犯罪の対象を拡大する以上に大きな意味をもった。なぜなら、殺人のように取り締まる側の判断基準と管理体制による暗数の変化が少ない犯罪と異なり、被害者を伴わないモラルに関する罪目は犯罪と非犯罪の境界を容易に変えることができるからである。つまり、エリートのモラルから外れた行為を犯罪とみなすことができれば、犯罪と非犯罪の境界をほんの少し移動させるだけで犯罪者の数を増やすことができる。

この点については、カンギレムによる健康と病理の境界についての考察がたいへん参考になる。彼によると、「厳密に言えば、規範は存在しない。規範は存在するものを低く評価して、修正可能とならしめる役割を果たしている。（中略）規範の役割と価値は、存在するものにかかり合っ、これを変更させることにある」という[カンギレム, 1987, 55頁]。犯罪についても同様であり、被害者を伴わないある種の行為を社会にとってよくないこととみなし、これを犯罪として法制化するにあたっての判断基準は現状否定的な観点から常につくられる。言い換えれば、社会にとってよくない

ことは一般社会の中で恒常的に見いだされるのだから、これを犯罪として位置づけられるようになれば、司法と警察は常に一定以上の仕事を確保できる。

実際に、1880（明治13）年の刑法では違警罪目の数が大幅に増えている。違式註違條例の場合、東京府と地方の罪目において共通するのは計40條に満たなかったが、1880年に改定された刑法の違警罪には、全国を対象とした罪目が72もある。さらに、翌年12月には警視庁布達甲第60号として、東京府の違警罪目が18條定められ、その後罪目を追加して1886（明治19）年に計33條となった。全国を対象とした罪目と合わせると、1886年の東京府には105の違警罪目が存在しており、刑法が改定される直前に、東京府違式註違條例の罪目が計58條しかなかったことと較べると、その数はおよそ倍増したことになる。罪目の数を単純比較しただけでもわかるように、1880年以降は警察と司法による社会管理の強化が進められた。

同時に、警察の管理体制も強化された。図1をみれば、1880年代中頃から警察署が数多く設置され、それによって警察署1ヶ所当たりの管轄人口が大幅に減っていることを確認できる。具体的には、全国の警察署1ヶ所が管轄する人口は、1882（明治15）年の24,995人から1891年の3,135人に急減した。その理由は、本署と分署に数多くの警察官を配置する体制を見直し、1884年から派出所と出張所を設置して警察官を各地に分散させたことにある。これによって、全国の派出所と出張所は1884（明治17）年の1,578ヶ所から1887年に3,363ヶ所、1888年に6,769ヶ所、1889（明治22）年に10,139ヶ所へと急増した。それとともに、警察の地域的な管理体制は強化されていった。

これらの結果、犯罪者の数は1880年代中頃以降に急増した（図2）。決して日本の社会が凶悪化したのではない。その証拠としてまず、法制度や警察の管理体制による暗数が最も少ないと考えられる殺人犯検挙者数の推移をみると、1880年代前半まで全国の人口百万人当たり200～250人という高水準にあったのが、警察の管理体制が強化された1880年代後半以降に30～40人前後へと激減している（図3）。一般に警察の管理体制が強化されれば、検挙率が高まるた

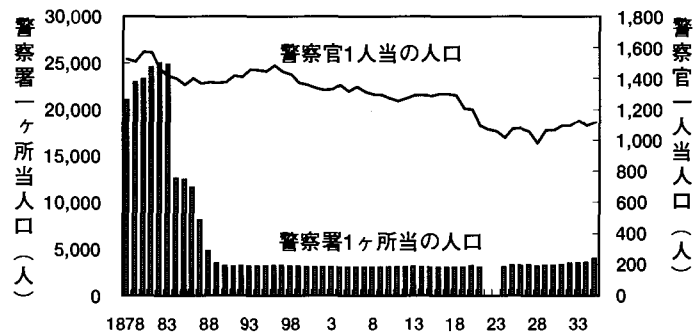


図1 全国における警察署1ヶ所・警察官1人当たりの人口
資料：『日本帝国統計年鑑』
注：警察署には本署・分署・派出所・駐在所を含む。
警察官には警部・警部補・巡査長・巡査を含む。
1922年と23年の警察署数は不明。

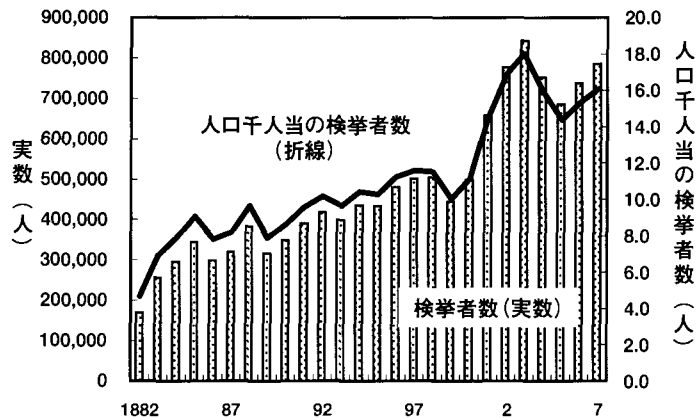


図2 全国における就捕者・違警罪検挙者・諸犯罪者の推移
資料：『日本帝国統計年鑑』、『内務省統計報告』

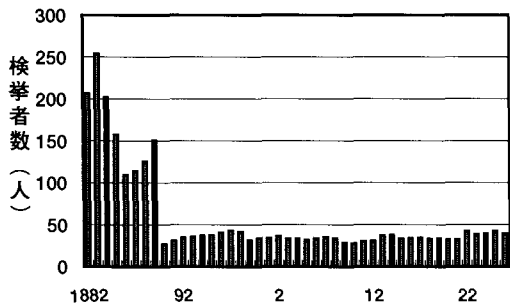


図3 全国における人口百万人当たりの殺人罪検挙者数
資料：『内務省統計報告』

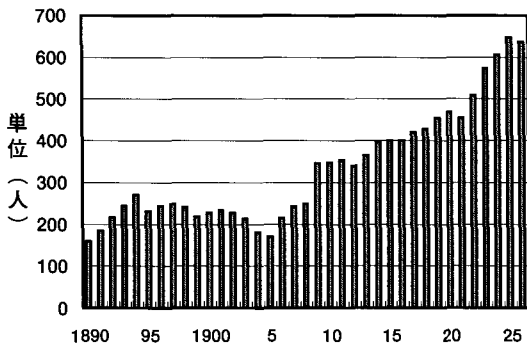


図4 全国における人口百万人当たりの傷害罪検挙者数
資料：『内務省統計報告』

めに検挙者数は増えるはずである。それにも関わらず、殺人罪での検挙者数が大幅に減ったということは、1880年代の前半から後半にかけて、日本は急速に安全な社会へと変貌したことを示す。

殺人に続いて人々が恐れる犯罪は、おそらく傷害事件であろう。念のためこれについても確認しておく、全国の人口百万人当たり検挙者数は、1880年代の前半に増加して1894年に270人を超えるが、その後約10年で100人ほど減少する(図4)。1880年代前半に傷害による検挙者が増加した原因は、派出所や出張所が増えたために傷害の被害者が加害者を訴えやすくなったためであろう。一方、1906年に降に再び増加するのは、日露戦後の社会的混乱によるものと考えられる。また、1909年に降に急増するのは、後述するように刑法の改正による。よって、日露戦争以前においては、傷害に対しても警察の管理体制を強化した効果は認められる。さらに言えば、新律よ

りも刑罰を軽くした刑法のもとで、殺人や傷害といった重大な犯罪を減らした意義は大きい。

それでは、なぜ1880年代中頃以降に犯罪者の総数が増えてしまったのか。その理由は、やはり違警罪の検挙者数が急増したからである(図5)。違警罪目の大幅な増加と警察による管理体制の強化は、それまで犯罪としてとくに意識されてこなかった行為を取り締まることによって、検挙者の数を激増させた。図6をみれば、検挙者総数の増加に違警罪が大きく関係していることは明らかである。

その反面で、警察による管理体制の強化は、一部の違警罪違犯を防止するのに大きな効果をあげていた。図7は1885(明治18)年の違警罪検挙者数に占める上位5つの罪目に、その後大きな割合を占める「健康ヲ保護スル為メ設ケタル規則又ハ伝染病予防規則ニ違背ス」(以下、「衛生」と略)と「密ニ売淫ヲ為シ又ハ其媒合容止ヲ為ス」(以下、「売淫」と略)を加えた主要な違警罪検挙者数の推移を示したものである。この図をみると、「警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ為ス」(以下、「工商

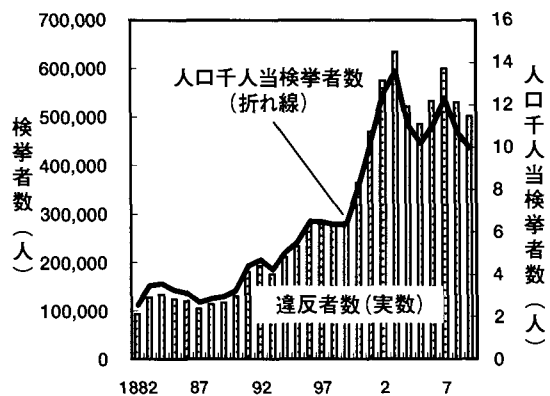


図5 違警罪検挙者数の推移
資料：『日本帝国統計年鑑』

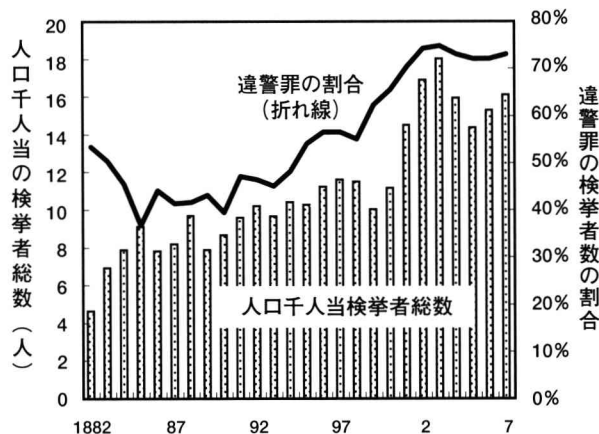


図6 全国における人口千人当たりの検挙者総数とそれに占める違警罪検挙者数の割合
資料：『日本帝国統計年鑑』、『内務省統計報告』

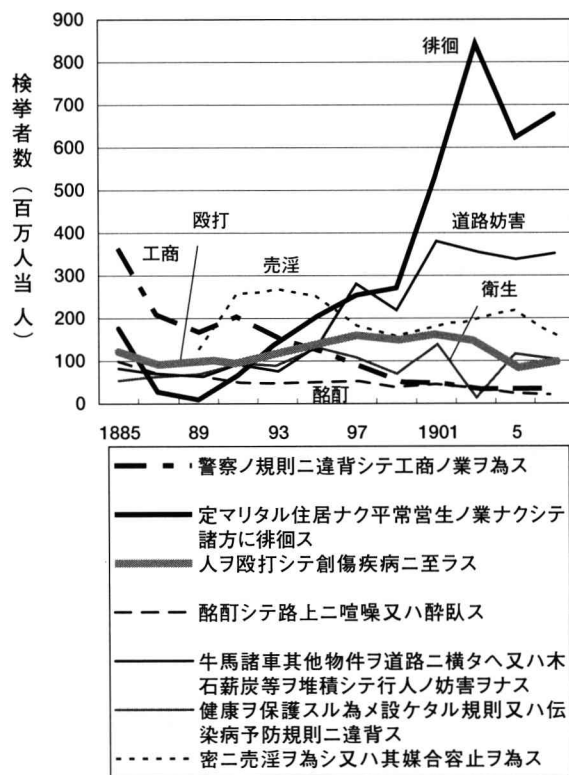


図7 本籍人口百万人当たりの主要違警罪検挙者数
資料：『日本帝国統計年鑑』

と略)や「酩酊シテ路上ニ喧噪又ハ酔臥ス」(以下、「酩酊」と略)のようなモラルに関する罪目の検挙者数は減っており、反対に「定マリタル住居ナク平常営生ノ業ナクシテ諸方ニ徘徊ス」(以下、「徘徊」と略)や「牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横タヘ又ハ木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲナス」(以下、「道路妨害」と略)といった罪目の検挙者数が急増している。「徘徊」違反者の多くは浮浪者であろう。一方、「道路妨害」の検挙者増大には、露天商の取締と新しい交通手段の発達にインフラ整備が追いつかなかったことが強く関係していると考えられる。したがって、「徘徊」と「道路妨害」は必ずしも悪意のある行為とはいえないが、これらの取締強化により、違警罪による検挙者数は急増した。つまり、違警罪目は新たな社会規範として一般社会に浸透し、人々は意識的にそれに相当する行為をやらなくなっていった。その一方で、交通の発達や貧困者の増加など、犯罪というよりも新たな社会現象と捉えるべきことが警察によって取り締まられたために、違警罪による検挙者の総数は増大したのである。

なお、地方違警罪を除く全国の違警罪違反全体に占める上位の割合は、1885年が「工商」34.0%、「人ヲ殴打シテ創傷疾病ニ至ラス」(以下、「殴打」)11.7%、「酩酊」9.5%、「道路妨害」7.9%、「衛生」5.1%であり、この5種だけで68.2%、さらに続く3種を加えると79.7%に上る。同様に20年後の1905(明治38)年には、「徘徊」35.9%、「道路妨害」19.4%、「売淫」12.8%、「衛生」6.5%、「殴打」4.8%が上位5種を占め、これらで全体の79.4%、さらに続く3種を加えると86.6%となる。つまり、72もある違警罪目のうち、頻繁に取締の対象となっているのは10にも満たない罪目であり、大半の罪目は警察の管理があまり行き届く範囲でないか、見て見ぬふりをされる類のものであった。

だからといって、違警罪目の大半に実質的な意味がなかったとはいえない。それらはたとえ根拠

が曖昧であっても、ある行為を禁止することを正当化するうえ、モラルに関する罪目の検挙者数が違警罪検挙者の総数を増大させることに寄与していた。

3. 警察権力の拡大と違警罪即決例

1881（明治14）年に違警罪目が制定されると同時に、違警罪の裁判を警察で執行する処分順序が制定された。これが1885年には、違警罪即決例（太政官布告第31号）の公布へと発展する。この違警罪即決例において重要なのは、第2条第1項「即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聴キ証拠ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ為スヘシ」と第2項「又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサル時ハ直チニ其言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得」という条文である〔『法規分類大全第55巻 刑法門(2)』, 84頁〕。ここで、「自ら手を加えた法令に基づき自ら裁くことを行政に可能とさせる、頗る便利な法的武器が誕生したにより、警察は管轄内の違警罪に対して裁判所を経ず、かつ被告人不在のまま自ら刑罰を科すことができるようになった」〔内田, 1983, 45頁〕。

これに対して、被告人は第3条「即決ノ言渡ニ対シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ経スシテ直ニ上訴ヲ為スコトヲ得ス」という条文に基づき、裁判を請求できる〔同上, 84頁〕。ところが、その一方で第5条「正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡ヲ為シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ三日以内第二項ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日以内トス」という厳しい時間制限がある〔同上, 84頁〕。法律に詳しくない一般の人々が、刑罰の言渡を受けた後3日以内にその言渡をおこなった警察に申立書を提出することは可能だろうか。申し立てをするに十分な根拠を用意できなければ、警察署から門前払いを受けてしまうことは想像に難くないが、それだけの準備をするのに3日以内という時間はあまりに短い。また、交通が不便な地方に居住しているため、裁判所に通う交通費よりも違警罪違反による科料の方が支出を安く済まされるのであれば、無罪であっても違警罪を受け入れるかもしれない。したがって、この違警罪即決例は、被告人が裁判によって異議申し立てをおこなうことを極めて困難にしており、そのため警察の言い分をほとんどの場合そのまま認めざるを得ないというひどい悪法なのである。

そもそも違警罪は、違犯の判断を区別するのが難しく、警察の主観に大きく左右される。図8によって、違警罪被告人における無罪と免訴の割合を確認すると、「人ヲ殴打シテ創傷疾病ニ至ラス」罪の数値が高い。とくに1880年刑法の制定からおよそ15年間、無罪と免訴の割合が極めて高かったのは、おそらくどのくらいの創傷ないし疾病を与えた殴打を違警罪とみなすのかという判断基準が定まっていなかったからであろう。小さなすり傷や切り傷を与えただけでも犯罪とみなすのか、それとも病院で治療を受けなければ治癒しないほどの大きな怪我や病気を与えない限り検挙されないのか、また傷や病気にならなければいくら暴力を

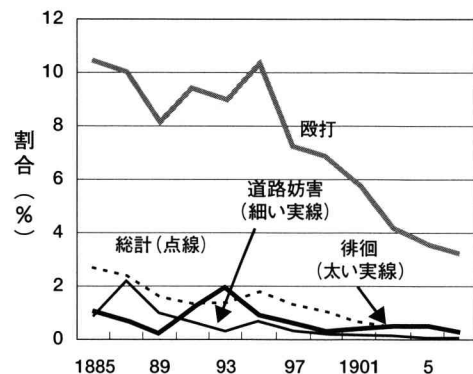


図8 違警罪被告人に占める無罪と免訴の割合
資料：『日本帝国統計年鑑』
注：各違警罪の略称は図7と同じ。

振るっても罪にならないのか、違警罪の適用範囲はきわめて曖昧である。それでも、警察が不当逮捕に値しない殴打による創傷と疾病の程度を学習していったためと推察されるが、「人ヲ殴打シテ創傷疾病ニ至ラス」罪によって違警罪違犯に処せられる被告人の総数は減り、同時に無罪と免訴の違警罪被告人総数に占める割合も大幅に減少した。

また、「定マリタル住居ナク平常営生ノ業ナクシテ諸方ニ徘徊ス」と「牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横タヘ又ハ木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲナス」罪に問われた被告人における無罪と免訴の割合が低い。前者の場合、被告人の所得が低いので正式な裁判を受けることは稀であろう。後者の場合、荷物の積み卸しや車夫の客待ちまで含まれてしまいそうな曖昧さを含んでおり、これを全く犯さずに生活することが不可能と思われる罪状であるが、物的証拠を示しやすいので、正式裁判で無罪と免訴になることが少ないと推察される。そして、これらの被告人は図7で確認したように、違警罪被告人の総数に対して高い割合を占めているため、それに占める無罪と免訴の割合も大きく引き下げている。

このため、違警罪の不当逮捕は一見すると全体的に少なく感じてしまうが、被告人の少ないいくつかの罪状においてはその深刻な状況がみられる。その典型は、「公然人ヲ罵詈雑言ス」行為のように、はっきりとした物的証拠がなく、犯罪と非犯罪の境界が程度問題となる場合である。その被告人数とそれに占める無罪と免訴の割合は、1895年が320人で16.9%、1897年が269人で26.0%、1899年が212人で19.8%、1901年が243人で28.2%、1903年が175人で14.3%である。これだけ正式裁判による無罪と免訴の割合が高ければ、一般庶民による警察への不信感は強かったであろう。

1909（明治42）年になると、警察による違警罪即決例の濫用が問題視され、これを部分的に適用除外とする、あるいは全廃する案が第25回帝国議会に提出された。次章で詳しくみていくが、衆議院議員の松田源治は「違警罪即決例ニ関スル法律案」を提出し、「道路妨害或ハ浮浪罪ノ名ノ下ニ無実ノ人間ヲ引張ッテ来テ、ソレヲ拘留処分ニ遭ハシテ居ル、即チ無実ノ人間ヲ罰シテ居ルトコロノ虚偽ノ違警罪ガ十中七八ヲ占メテ居ルト云フコトハ、在朝在野ノ法曹之ニ関係スル人ハ悉ク承知デアッテ、例示ヲ要シナイ顕著ナル事実」と、違警罪即決例の問題点を指摘している〔『衆議院議事速記録』8, 1909.2.17〕。違警罪の7, 8割が不当逮捕であるというこの主張は大袈裟に思われるが、違警罪とはそれだけ有罪と確定することが難しい曖昧な性質をもっているのであろう。

これに関して、同じ衆議院議員の高木益太郎は「内国通運会社ノ芝支店ノ見世ノ中ニ居ッタトコロヘ、京橋警察署ノ探偵ガ二人参リマシテ、家宅内デ談話シテ居ルモノニ向ッテ之ヲ道路妨害罪トシテ通運会社ノ内カラシテ引括ッテ、サウシテ京橋警察署ヘ引致シテ来ッタ」という結果的に告訴して無罪となった例をあげ、「家ノ内ニ居ルモノニ道路妨害ガ起ル訳ガナイ」と警察を強烈に批判している〔『第25回帝国議会衆議院違警罪即決例ニ関スル法律案外二件委員会会議録』第2回, 1909.2.19〕。なお、ここでは警察がなぜ家宅内で談話している者を道路妨害で逮捕するというおかしな行動をしたのか説明されていないが、理由として真っ先に思いつくのは別件逮捕である。

弁護士の花井卓蔵が、「司法警察官ガ未ダ訴ノ起ラザルニ先チテ、即チ彼ハ令状ヲ執行スルノ権能ナキガ故ニ、即チ拘留ヲナスノ権能ナキガ故ニ、道路妨害罪又ハ浮浪罪ノ名ノ下ニ刑ヲ言渡シ、警察署ニ繋イデ置イテ、其実刑ノ執行ヲナスニアラズシテ或ル他ノ事件ノ取調ヲナスノdeal」と述べている点からも、警察が違警罪即決例を別件逮捕に利用していた様子をうかがえる〔『衆議院議事速

記録』8, 1909.2.17]。そして、一度警察に怪しまれた人物は、違警罪即決例によって繰り返し逮捕、拘留された。松田源治によると「違警罪トシテ十日ノ拘留ニ処シテ、其間ニ材料ヲ調べテ其間ニイロヘノ事件ヲ調べテ其間ニ調べルコトガ出来ヌト云フト、一遍警察署カラ放シテ、警察ノ外ヘ出シテ直グ道路妨害ダト言ッテ之ヲ連レテ来ル」ということが行われていたらしい〔第25回帝国議会衆議院違警罪即決例ニ関スル法律案外二件委員会会議録』第2回, 1909.2.19]。当時、別件による取調の期間を延ばすために、一度釈放してから違警罪即決例を利用してすぐに逮捕、拘留するやり方を、警察では「ムス」といった。もし、この「ムス」が頻繁に行われていたのであれば、先ほど確認した「牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横タヘ又ハ木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲナス」という理由、つまり道路妨害で逮捕される割合が高いのは、警察がこれを別件逮捕に利用しやすかったことも関係しているかもしれない。たしかに屋外のあらゆる所で起こりうる道路妨害の罪状は、意図的に不当逮捕をするのに都合がよい。また、警察は不当逮捕した被告人に告訴させないため、違警罪即決例第5條を悪用して、申立書の提出期限まで監禁することも可能であった。

この点については、違警罪即決例に関する裁判に無罪の少なすぎるのが問題との指摘に注目しなければならない。高木益太郎は、「上告デ原裁判ガ悪ルイト云ッテ破棄ニナルコトハ三分ノ一位ハ確ニアリマス、(中略)所ガ東京ニ於テ十三万五千二百八件ニ対シテ明治四十年ニ於テハ僅ニ三人カ無罪ガナイト云フニ至ッテハ、ドウモ其ヤリ方ガ果シテ適当デアルカ否ヤ」と疑問を投げかけている〔第25回帝国議会衆議院違警罪即決例ニ関スル法律案外二件委員会会議録』第2回, 1909.2.19]。これに関して、例えば松田源治は「違警罪即決例ニ依テ拘留サレト云フト外間ト交通ヲ断チマシテ、親類ガ行き知人ガ行ッテモ警察署ニ於テ之ニ面会シ或ハ文書ノ交通ヲサセナイノデゴザイマス、故ニ五日間或ハ三日間ニ於テ正式ノ裁判ヲ為サント欲スルモ、其手續ヲ為スコトガ出来」ないと、警察を批判している〔衆議院議事速記録』8, 1909.2.17]。とくに別件逮捕の場合は、このような拘束によって被告人の告訴を防ごうとする動機が生じやすかったと思われる。

したがって、松田と花井の発言が少しでも警察の実態を言い当てているのであれば、統計上、違警罪の正式裁判による無罪と免訴の数は、現実を大幅に下回る。そして、警察は犯罪の実質的な増減とはあまり関係なく、違警罪即決例を濫用して検挙件数を増やすことが可能な状況にあったともいえる。違警罪が刑法違反の2割5分から3割という高い割合を占めていたことを勘案すると、この時期における犯罪者数の増減は警察の管理体制や方針に大きく左右されていたと言わざるを得ない。

このようにして、犯罪と非犯罪の境界に位置するような小さな行為は、警察権力の拡大とそれに伴う社会管理の強化に大きく関わっていた。

4. みっともない行為の厳罰化

繰り返しになるが、必ずしも被害者を伴わない行為を、みっともないという理由で法律により取り締まれるようになったことは、犯罪化と非犯罪化の境界とそれに伴う検挙件数の増減に大きな影響を与えた。すでに違式誣違條例によって禁止されていた行為のいくつかは、1880年の刑法に組み込まれて厳罰化された。その典型は、刑法第2編「公益ニ関スル重罪軽罪」の第6章「風俗ヲ害スル罪」にみられる。

別稿により、私は近世から1890年ころまでの「風俗」が現代的な感覚と異なって、身なりや風習、外観など可視的なものを表す言葉であったと主張した〔青木、2003〕。1880年刑法においても同様であり、「風俗」は性産業を対象としているのではなく、政府から見てみっともない行為や外観上の秩序を乱すと考えられた行為を指している。実際に、「風俗ヲ害スル罪」は計6條あり、その対象は第258條「公然猥褻ノ所行ヲ為シタル者」、第259條「風俗ヲ害スル冊子図画其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販売シタル者」、第260條「賭場ヲ開張シテ利ヲ図リ又ハ博徒ヲ招結シタル者」、第261條「財物ヲ賭シテ現ニ博奕ヲ為シタル者」、第262條「財物ヲ収集シ富籤ヲ以テ利益ヲ僥倖スルノ業ヲ興行シタル者」、第263條「神祠仏堂墓所其他礼拝所ニ対シ公然不敬ノ所為アル者」となっている〔『法令全書』13-1, 139-140頁〕。第259條は性産業に関わるが、その後の4條、なかでも第263條は明らかに外観上の統率をとることを目的にしている。

これらのうち、第258條は東京府違式註違條例第22條「裸体又ハ袒裼シ或ハ股脛ヲ露ハシ醜体ヲナスモノ」と第25條「男女相撲並蛇遺ヒ其他醜体ヲ見世物ニ出ス者」、第26條「第二十二條ノ如キ見苦敷容体ニテ乗馬スル者」を総合したもの、第259條は東京府違式註違條例第9條「春画及ヒ其類ノ諸器物ヲ販売スル者」に相当するもの、第263條は東京府違式註違條例第73條「神社仏閣又ハ他人ノ家屋垣壁等へ楽書及張札ヲ為ス者」を拡大したものと考えられる（『法規分類大全第55巻 刑法門(2)』, 5, 6, 25頁）。その割に、刑罰は第258條違犯が3円以上30円以下の罰金、第259條違犯が4円以上40円以下の罰金、第263條違犯が2円以上20円以下の罰金となっており、違警罪違犯の刑罰が最大で3日以上10日以下の拘留ないし1円以上1円95銭以下の科料にとどまっているのと較べて明らかに重くなっている。これらの点から、1880年の刑法における「風俗ヲ害スル罪」のうち半分は、やはり違式註違條例の一部を厳罰化したものといつてよい。

なお、『内務省統計報告』によって、新たに刑を受ける囚人全体に占める「風俗ヲ害スル罪」による囚人の割合を確認してみても、1880（明治13）年が24.2%、1882年が24.5%、1884年が23.6%、

表2 新たに刑を受ける囚人の罪名

	風俗を害する罪				違警罪及び庁府県定規則違犯				新入の囚人数		
	男	女	計 (人,A)	計(% _A ÷ CX100)	男	女	計 (人,B)	計(% _B ÷ CX100)	男	女	計 (人,C)
1879	24,750	1,400	26,150	27.2	3,259	3,372	6,631	6.9	85,085	10,890	95,975
80	30,206	1,870	32,076	24.2	4,947	4,431	9,378	7.1	116,812	15,683	132,495
81	34,540	2,177	36,717	24.1	9,046	7,910	16,956	11.1	132,500	19,910	152,410
82	38,103	2,509	40,612	24.5	13,347	8,496	21,843	13.2	143,947	21,715	165,662
83	41,022	2,781	43,803	25.3	15,379	8,445	23,824	13.8	150,694	22,385	173,079
84	40,356	2,960	43,316	23.6	19,675	10,108	29,783	16.2	159,155	24,726	183,881
85	39,497	3,003	42,500	24.9	20,903	9,441	30,344	17.8	147,889	22,919	170,808
86	44,013	3,225	47,238	26.9	21,691	8,508	30,199	17.2	154,029	21,532	175,561

資料：『内務省統計報告』

1886年が26.9%と高い水準にある（表2）。同様に「違警罪及ヒ庁府県定規則違犯」による囚人の割合を確認すると、1880年が7.1%、1882年が13.2%、1884年が16.2%、1886年が17.2%となっている。両者を合わせると、新入の囚人数に対して5割近くに達する。ここから、いかに当時の人々が特定の被害者を伴わないような軽い罪で監獄に入れられ、前科者のレッテルを貼られていたのか確認できる。

つまり、開国後に欧米人から野蛮だと批判された行為が違式註違條例によって禁止され、時間の

経過とともに社会規範として全国的に浸透すると、その中の一部に対して以前より厳しい刑罰を科することが可能になった。法律は既存の法律を根拠にして条文の数を増やすこともできれば、刑罰を厳しくすることもできるのである。そして、この手法は社会管理を強化するのに利用されていた。

②…………… 日露戦後の社会混乱

1. 刑法改正

刑法は1907（明治40）年に改正、1909年に施行され、それに伴って監獄法が1908年に制定される。1907年2月の第23回帝国議会貴族院における司法大臣松田正久の答弁によると、刑法改正の理由は「帝国臣民が外国ニ於テ帝国又ハ帝国臣民ニ対シテ犯シタル所ノ罪ヲ罰スルノ規定ガゴザイマセヌ、又内国ニ於テ外国ノ主権者若キハ使臣ニ対シテ帝国臣民ガ犯シタル所ノ罪ノ規定ガ無イノデアリマス、是等ハ最モ大ナル欠典ト申サナケレバナリマセヌ、又累犯者ニ対スル規定ノ如キ数罪俱発ニ関スル処分法ノ如キ最モ欠陥ヲ感ズル訳デゴザイマス、且刑ノ範囲ガ甚ダ狭隘デゴザイマシテ、犯罪ノ情状千差万別ナル所ノ情状ヲ酌量シテ刑ヲ輕重イタスコトガ出来ヌコトニナツテ居リマス、是等ハ従来ノ学者及実地家ノ最モ非難ヲ致ス所ノ点デゴザリマスルカラ、斯ノ如キ点ニ就イテ改正ヲ加ヘヌケレバナラヌト云フ次第デゴザイマス」という〔『貴族院議事速記録』4, 1907.2.2〕。つまり、その理由は国際化に伴う刑罰の規定を定めること、累犯者の処遇について改める必要があること、裁判官による情状酌量の余地を設ける必要があることの3点にまとめられる。これらのうち軽犯罪に関わるのは、3点目の裁判官による情状酌量の余地を設けることである。

刑法改正以前は、警察による検挙の段階で罪状が重罪、軽罪、違警罪に分けられていたのに対し、新たな刑法ではこれを廃止して、刑罰の軽重を裁判所で決定しようというのである。この提案は第23回帝国議会では審議事項ではなく、所与のものとされた。なぜなら、刑法改正案については1900（明治33）年の第15回帝国議会に政府から提出され、1902年の衆議院解散によって廃案に至るまで、国会ですでに審議されており、その過程で刑名を罪の軽重ではなく、犯罪行為の種類によって区分すべきとの意見が強かったからである。実際に、國務大臣の金子堅太郎は第15回帝国議会貴族院にて、「唯今ノ刑法ノ中ニハ刑名ノ過多ナルガタメニ監獄ノ事務ノ上ニ於テモ非常ニ煩雜ヲ来シ又刑期ノ範囲ガ甚ダ狭隘ニシテ何日以上何日以下、何箇月以上何箇月以下ト小刻ミニ刻シテ其範囲ガ甚ダ狭隘デアルタメニ裁判官ノ前ニ提出シタル所ノ証拠ト其犯情ノ関係カラ刑ノ適用上不便ヲ感スルコトガアル、是等ハ是非トモ此刑期ノ範囲ノ拡張ヲシナケレバナラヌ」と述べている〔『貴族院議事速記録』6, 1901.2.8〕。また、同じ貴族院議員の名村泰蔵は第16回帝国議会貴族院において、「是ハ必シモ刑ノ上ニ於テ其區別ヲ致シマスレバ名ノ上ニ方テ此區別ヲ存スルノ必要ハナイ」と説明している〔『貴族院議事速記録』5, 1902.1.25〕。

つまり、1880年制定の刑法は、刑名を罪の軽重と犯罪行為の種類によって区分していたため、裁判所があまり裁量権を持っていなかった。むしろ、警察に検挙された時点で、被告人の罪状と刑罰の軽重がおおよそ決まっていたのである。そこで、政府と何人かの議員は、裁判所の裁量によって刑罰の軽重を決められるように刑法を改正しようと試みた。そのためには、刑名を罪の軽重によ

て分ける方法をやめる必要があった。

その結果、1907年制定の刑法からは、違警罪が廃止された。しかし、そのうちのいくつかは格上げされて、刑法に編入された。例えば、1880年刑法には「人ヲ殴打シテ創傷疾病ニ至ラス」という違警罪があったが、刑法改正によってこれが削除された。すると、それまでは違警罪で処罰された軽い暴力でも、1909年の新刑法施行以降は、訴訟が起これば刑法に基づいて裁判を受けることになった。そして、「人ヲ殴打シテ創傷疾病ニ至ラス」罪に対しては3日以上10日以下の拘留または1円以上1円95銭以下の科料という軽い処罰にすぎなかったのが『法規分類大全第55巻 刑法門(2)』, 68頁], 新刑法による「傷害ノ罪」では傷害を与えていない暴力でも1年以下の懲役もしくは50円以下の罰金, 傷害を与えた場合には10年以下の懲役もしくは500円以下の罰金ないし科料という重罰を科せられるようになった『法令全書』40-2, 101-102頁]。新刑法は全体的に厳罰化の傾向にあるが、傷害罪はそのなかでも極端な例である。

これに伴って、図4で明らかのように、1909年以降に傷害罪が急増する。その最大の原因は、それまで違警罪に位置づけられていた軽い暴力が、刑法の傷害罪に加えられるようになったからである。また、統計を一見すると、その後に凶悪化の傾向をたどっているかのようにみえるが、それまで黙認されていた軽い暴力も新刑法によって重罰を科せられるようになれば、それに対する人々の意識は高まり、したがって訴訟の数は増えるであろう。このため、実態としてあまり暴力の数が増えていなくても、統計上の傷害罪が増えることは充分あり得る。

ここで問題になるのは、統計に表れる傷害罪の増加が必ずしも実態を反映していなくても、その結果が人々に凶悪化を示すものとして捉えられかねないことである。また、傷害罪に厳罰が与えられるようになれば、それがマス・メディアとして取り上げられることも増えて、社会問題として認識されやすくなるであろう。柳田國男もおそらくこの影響を受けた1人である。

彼は、明治大正期の都会における喧嘩を一種の社交術とみて、「人が世に立ち名を認められ、または新たなる若干の他人を見知るためならば、何もそのような迂遠にして、しかも危険なる手段を執るに及ばぬと覚って、現に近年は喧嘩の数が著しく減じているが、明治大正年間のこれが一つの都会の特徴であった。(中略) もっとも今残っているのは脅迫や襲撃、その他計画の陰険で動機の複雑な、従うて怨念の永く消えないものばかりが多いが、普通流行していたのはもう少し愛嬌のあるものであった」と述べている[柳田, 1993, 189-190頁]。

しかし、1909年以前までは、喧嘩の多くが黙認されるか、あるいは違警罪として処理されていた可能性が高い。刑罰が軽ければ、それはマス・メディアに取り上げられることが少なく、かつ社会問題として意識されることもあまりなかったであろう。もしそうであれば、柳田のいうとおり、喧嘩は人々から愛嬌のあるものと捉えられていたかもしれない。一方、1909年以降は傷を負わせていない暴力に対しても厳罰が与えられるようになったので、喧嘩に対する人々の犯罪観が重くなったのではないだろうか。つまり、実態が歴史的にあまり変化していなくても、刑法の改正とそれによる犯罪観の変化、マス・メディアの取り上げ方などによって、人々が凶悪化の傾向を感じとる可能性は高い。だが、凶悪化のイメージを形成する原因は、しばしばそのイメージとは反対に、司法による軽犯罪の扱い方とそれに伴って変化する人々の犯罪観にすぎないのである。

2. 廃止されても残る違警罪

1908（明治41）年10月1日をもって、違警罪は旧刑法とともに廃止された。ところが、「違警罪の各項目は国家警察権の目的を遂行する上に、最も必要欠くべからざる事項である」という理由で、内務省令第16号の警察犯処罰令が違警罪に代わり、改正刑法と同時に施行された〔安藤，1927，2頁〕。議会を通過した法律ではなく、内務省令をもって警察が人々を逮捕する権限を有するというのは、現在の感覚からすると明らかにおかしい。だが、大日本帝国憲法第9条「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」により〔法令全書〕22-1，3頁〕、当時は警察大権という制度が認められていたため、「違警罪の如く軽微な事項は、正しくこの規定を利用して、命令で定むべきと考えられた」〔安部，1966，102頁〕。

また、同様に違警罪即決例もそのまま残ってしまった。違警罪が廃止されたにも関わらず、この法律が効力を持ち続けた理由は、1908年制定の刑法施行法第31条「拘留又ハ科料ニ該罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス」という条文による〔法令全書〕41-2，52頁〕。ここで警察犯処罰令は事実上の違警罪と位置づけられ、違警罪即決例に基づいて警察が被告人に直接刑罰を言い渡すことのできる法律となった。

これに対して先述したとおり、1909年の第25回帝国議会に衆議院議員の松田源治他1名が「違警罪即決例ニ関スル法律案」を、同じく衆議院議員の卜部喜太郎が「違警罪即決例廃止法律案」を提出した。前者は、警察による違警罪即決例の濫用を防ぐため、「明治十八年九月第三十一号布告違警罪即決例ハ区裁判所所在地ノ市町村ニ於テ犯シタル罪ニハ之ヲ適用セス」という例外規定を設けようと試みたものであり〔衆議院議事速記録〕8，1909.2.17〕、後者は人権保護の点から裁判権の統一を図るために違警罪即決例を全廃しようとするものである〔衆議院議事速記録〕9，1909.2.19〕。

松田は「遠クハ木曾ノ山中、日向ノ高千穂近傍へ行キマスルト、区裁判所ニ行クニハ二十里モ三十里モアリマス、僅カー円以下ノ科料デモッテ、何度モ裁判所へ呼出サレタ時ニ於テハ、或ハ刑罰ノ苦痛ヨリモ、呼出サレル苦痛ノ方ガ余程困難ヲ感ジマス」との考えから、違警罪即決例の適用除外を区裁判所のある市町村に限定するが、卜部は「田舎ノ交通不便ノ処デ、三十日以下の拘留、二十円以下ノ科料ニ処セラルト云フヤウナ事件ハ一村ノ大騒動ニモナルヤウナ重大ナル事件デアリマス、サウ云フ重大ナル事件デアッテ、且其裁判ヲ受ケルヤウナ場合ニハ本人自ラ出頭スルコトガ出来ナイ時分ニハ、代人ヲ出シテ其裁判ヲ受ケルコトモ出来ルノデアリマシテ、敢テ交通ノ不便ナド、云フコトハ言フ必要ハナイト思フ」と述べ、田舎では違警罪とはいっても重大な事件であるのだから、交通の便に関わらず裁判を受ける権利を保障すべきだと主張する〔衆議院議事速記録〕8，1909.2.17〕。

一方、両者は警察の権限が大きすぎることに警鐘を鳴らしている点に共通点をもつ。そこで、これらは違警罪即決例ニ関スル法律案外二件委員会にて統合され、「拘留科料ニ関スル裁判法案」となると違警罪即決例を廃止し、それに代わる裁判の手続きを提示するに至る。この法案で最も重要なのは、第1条「区裁判所ニ於テ拘留又ハ科料ニ処スヘキ犯罪ニ付キ刑ノ言渡ヲナスニハ口頭審理ヲ用ヒス犯罪ノ事実適用ノ法令及ヒ正式ノ裁判ヲ請求シ得ヘキ期間ヲ明示シタル書面ヲ作成シテ被告

人ニ送付スヘシ」という条文である〔『第25回帝国議会衆議院違警罪即決例ニ関スル法律案外二件委員会会議録（速記）』第4回，1909.3.2〕。つまり，この法案では違警罪に対して書面審査を用いる方法を提示した。これについては，政府委員から手続が煩雑になるという理由で反対意見が出たが，衆議院の本会で多数の賛成を得て確定議となる〔『衆議院議事速記録』16，1909.3.7〕。

ところが，この法案は貴族院に送られると，政府委員の一木喜徳郎から「本案ハ遺憾ナガラ政府ノ見ル所デハ不十分デゴザイマシテ，此儘之ヲ実行スルト云フコトハ到底出来ナイト考ヘテ居リマスルカラ，本案ニ対シテハ反対ヲ表シマス」との意見が出され〔『貴族院議事速記録』11，1910.3.10〕，それを受けて委員会で審議した結果，貴族院議員の本荘壽巨による説明で明らかなように，「区裁判所ト云フモノハ御承知ノ通り構成法ニ依ッテ権限ヲ定メラレテ居ル所ノ裁判デスラ，余地ノ無イ所ニ持ッテ来マシテ更ニ此拘留刑ヲ区裁判所デ扱フト云フコトニナリマスレバ，到底勢ヒ当時ノ人員デハ不足ヲ告ゲマスカラ余ホド判検事ヲ増加シナケレバ扱フト云フコトハ出来ナイ」，つまり裁判所の人員不足による非現実性が問題視されたことにより，否決された〔『貴族院議事速記録』15，1910.3.17〕。このようにして，違警罪即決例はその問題点が指摘されながらも，残ってしまった。

問題の対策として，本荘壽巨は同じ答弁で「違警罪即決例ヲ濫用スルヤウナコトノ無イヤウニト云フコトヲ十分注意ヲ致シテ置キマシタラバ，政府当局者ニ於キマシテモ十分取締ヲシテ，注意ニ依リマシテ益々サウ云フ不都合ノ無イヤウニ致サウ」と述べている（同上）。つまり本荘は，「拘留科料ニ関スル裁判法案」を否決して違警罪即決例を残す代わりに，政府が警察に対してこれを濫用することのないように指導すると明言している。また，内務省の有松英義は「現今方針トシテ居ルトコロ寧口罰セザルヲ以テ可ナリト致シテ居ルノデ，已ムヲ得ザルニアラザレバ罰シナイコトニシテ居リマス，故ニ反則者アルトキハ必ズ説論ヲ試ミル，（中略）務メテ説論ニ止メマスノデ，万々已ムヲ得ザル即チ許スベカラザル行為ニ付テノミ即決ヲ致シテ居リマス」と述べ，内務省が警察に対して，やむを得ない事情でない限り違警罪即決をしないよう督励していることを強調する〔『第25回帝国議会衆議院違警罪即決例ニ関スル法律案外二件委員会会議録（速記）』第2回，1909.2.19〕。

実際にも，1910（明治43）年から1913（大正2）年までは人口千人当たりの違警罪即決事件数が減っている（図9）。ところが，その数は1914年ころから再び増加に転じ，社会管理が強力となった昭和期以降に激増する。『日本帝国統計年鑑』によって実数を示すと，1909（明治42）年の50万7,688

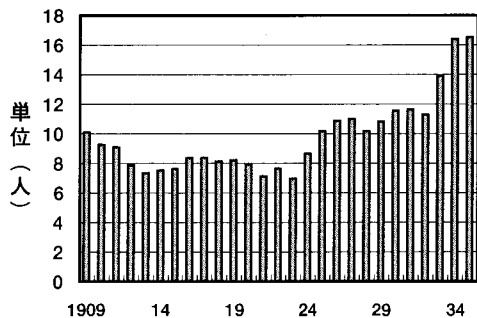


図9 全国における人口千人当たりの違警罪即決事件数
資料：『日本帝国統計年鑑』

件から1913年には39万1,695件にまで減ったのが，1925（大正14）年に63万2,540件となり，1935（昭和10）年には118万9,851件にまで達する。『内務省警察統計報告』によると，そのような状況下で即決件数に対して正式な裁判を請求した割合は，1924年と1925年がそれぞれ0.17%と0.16%であり，1934（昭和9）年と1935年に至っては0.06%と0.05%と極めて低率である。つまり，警察は違警罪即決例の廃止

という危機に直面した明治末期において，一時的に即決を自粛したが，ほとぼりが冷めると再びこれを濫用し，大量の検挙者を出しながら彼らのほとんどに裁判を受けさせなかったのである。

また、違警罪即決例は警察犯処罰令違犯だけでなく、刑法犯や特別法犯というおもに煙草専売法や塩専売法、産業組合法、電気事業法、新聞紙法、衆議院選挙法など特定の事項や行為を対象とした法律の違犯、庁府県令犯にも適用されていた。もともと違警罪即決例は、旧刑法の違警罪という道徳的規範の他、各種営業規則や衛生、交通に関する雑多な条文を総合した法律に適用されていたが、それらが旧刑法から独立して特別法になった後も引き続き効力を持った。そして、違警罪即決件数全体に占める警察犯処罰令による即決が大正時代を通じておよそ36%から27%へと減少したのに対し、特別法犯と庁府県令犯に対する即決は63%から上昇傾向を示した(表3)。つまり、当初は軽犯罪に対する刑罰の言い渡しを簡略化する目的で制定された違警罪即決例が、法律の整備とともに

表3 違警罪即決件数の内訳

	刑法犯		特別法犯		警察犯		庁府県令犯		計
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	
1913	145	0.04	249,974	63.82	141,576	36.14	—	—	391,695
14	82	0.02	261,177	64.01	146,756	35.97	—	—	408,015
15	106	0.03	266,032	63.73	151,275	36.24	—	—	417,413
16	127	0.03	302,428	65.20	161,305	34.77	—	—	463,860
17	305	0.06	313,986	66.50	157,856	33.43	—	—	472,147
18	186	0.04	304,037	66.16	155,345	33.80	—	—	459,568
19	154	0.03	312,773	66.34	158,550	33.63	—	—	471,477
20	125	0.03	18,868	4.13	148,017	32.37	290,230	63.47	457,240
21	129	0.03	64,221	15.30	120,524	28.71	234,928	55.96	419,802
22	98	0.04	88,737	19.53	124,553	27.41	241,082	53.05	454,470
23	45	0.04	94,850	22.63	114,245	27.26	209,998	50.10	419,138
24	89	0.04	111,371	21.09	173,423	32.84	243,242	46.06	528,125
25	124	0.02	632,416	99.98	—	—	—	—	632,540

資料：『日本帝国統計年鑑』

にその適用範囲を旧刑法の違警罪から特別法犯や庁府県令犯へと拡大していった。この意味でも、違警罪即決例は単に軽犯罪に対する刑罰の言い渡しを簡略化するという役割にとどまらなかった。むしろ、大正時代中ごろ以降に、違警罪即決例は社会管理を強化する目的でますます便利に使われていった。

加えて、1909年の第25回帝国議会に違警罪即決例を廃止する案が提出されたとき。衆議院議員のト部喜太郎は違警罪即決例のみならず、「警察犯処罰例ナドト云フ悪法ガアルカラ、遂ニ警察官ガ横暴ニ互ルト云フコトデアッテ、是ガ根ヲ絶タヌケレバイケマセヌ」と強い批判を浴びせていたが〔衆議院議事速記録〕9, 1909.2.19, その警察犯処罰令も違警罪即決例が残されたことによって旧刑法の違警罪と同様に濫用されることになった。

警察犯処罰令の内容は、旧刑法の違警罪と同様に刑罰の軽重が3段階に分かれており、30日未満の拘留が4項目、30日未満の拘留または20円未満の科料が37項目、20円未満の科料が17項目の計68項目で構成されている。施行年の1909年における庁府県令違犯者を除いた警察犯処罰令違犯者の数と割合を確認すると、多い順から「公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ヲ為ルヘキ行為ヲ為シタル者」(以下、「道路妨害」と略)が82,396人で40.5%、「公衆ノ目ニ触ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸裎シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ為シタル者」が28,598人で14.0%、「一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」(以下、「徘徊」と略)が25,846

人で12.7%、「街路ニ於テ屎尿ヲ為シ又ハ為サシメタル者」（以下、「立ち小便」と略）が16,213人で8.0%、「公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥又ハ泥酔シテ徘徊シタル者」が9,175人で4.5%と続いている。これらを足すと79.7%にものぼり、旧刑法の違警罪と同様に上位5項目が検挙者の大半を占める。なかでも、道路妨害に当たる検挙者の割合が高いが、これにはやはり別件逮捕に利用されていたことその他、露天商や大道芸人の取締、駐車場の整備や道路の拡幅といったインフラ整備の不充分なことが大きく関わっている。立ち小便も同様に、外出先に便所がなければほぼ不可避な行為であろう。また、徘徊は犯罪というよりも貧困に関わる。したがって、警察犯処罰令違犯者には、悪意や過失がないままに処罰された人々が多数含まれていると推察される。

このため、警察犯処罰令の検挙者数は警察の取締によって容易に増減する類のものであるが、第一次世界大戦後の不況期を除いて、1909年の施行から大正末期まで年々減少傾向をたどった。これについて、警察官1人当たりの人口が1909年以降にわずかながら減っていることから（図1）、警察犯処罰令の検挙者数が減少した原因を、警察の管理体制が弱まったことに求めることはできない。むしろ、警視庁を例にすれば、「大正六、七年ごろには、東京府下の犯罪が急激に増加し、しかも犯罪の手段方法は複雑巧妙となり、加えて難事件が続発するという状況であつた。（中略）そこで警視庁は、大正十年（一九二一）六月二日従来警務部の一課に過ぎなかつた刑事課を、刑事部に昇格させ、犯罪の徹底検挙に乗りだした」[警視庁史編さん委員会編、1960、147頁]、あるいは「第一次世界大戦後のわが国は、道義がたい廃して公德心がうすれ、外来思想の影響もあつて犯罪が急角度に上昇し」と危機感を募らせ、管理体制を強化していた[同、149頁]。

そこで、警察犯処罰令による検挙者数が減少した原因としては、まず一般の人々がこの法律を社会規範の基準として認識したか、あるいは権力の肥大化した警察を恐れたことによって、それに反する行為を意識してやらなくなったと考えられる。また、刑法と警察犯処罰令を合わせた人口千人当たりの検挙者数が、第一次世界大戦以前までおよそ8.5～9人で安定している状況下で、刑法に基づいた検挙者が増加するほど、警察犯処罰令によるそれが減少する、またはその反対の現象が生じているという相関関係を確認できる点から（図10）、同じ違犯行為でも厳罰化の傾向にある時期には刑法違犯となり、反対に刑罰の軽減化が図られている時期には警察犯処罰令によって処罰が決定されていたとも考えられる。これらの他に、犯罪の凶悪化が進んだので、警察がそれへの対応に追われ、警察犯処罰令の違犯者を検挙する余裕を失ったこともあり得るが、大正中期以降、全国の人口に比して警察官の人数は増えているので、この可能性は低い。

また、以上の説明では理解できない大きな変動については、1918（大正7）年の刑法に基づく検挙者の増大が第一次世界大戦後の急激な物価上昇に伴う窃盗犯の増加と大阪で勃発した米騒動によるものであり、1919年から1921年にかけて検挙者数が激減するのは、相次ぐ労働争議によって警察の管理が社会一般に行く届かなくなったことによるもの、それが1922年以降に再び増加に転じるの

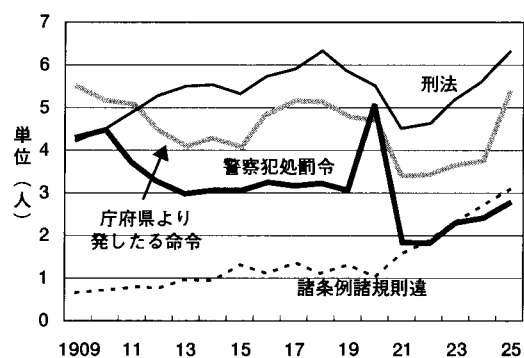


図10 明治後期以降の人口千人当たり検挙者数
資料：『内務省統計報告』

は労働争議が沈静化に向かったことと、警察官が増員されたことなどによる。『日本帝国統計年鑑』によって1916年と1918年の検挙者数を比較してみても、総数としては822,311人から888,541人へと約6万6,000人も急増しているが、とくに重い犯罪は殺人が1,888人から1,874人へ、傷害が19,022人から19,808人へとほぼ横ばいである。その一方で、窃盗が81,061人から92,558人へ、賭博及び富籤に関する罪が81,649人から94,632人へ、庁府県令違犯が266,573人から289,101人へと増えている。この4つの犯罪だけで4万7,000人ほど増加しており、1916年から1918年の増加分である約6万6,000人の7割以上に達する。そのうち、庁府県令違犯には違警罪即決例が適用できたので、警察は自らの判断で大幅に検挙者を増やせる立場にあった。

なお、1916年から1919年の間に物価は2.2倍にまで急上昇したので〔中村、1996、96頁〕、実質的な所得低下に苦しんだ人々が窃盗を行ったことは容易に想像できる。また、第一次世界大戦は重化学工業化を進展させ、農村から都市への移住者を大量に発生させたが〔同、98頁〕、その中でよい職に就けなかった人々が賭博や富籤を数少ない娯楽にしたことも理解できない話ではない。すると、第一次世界大戦後の警察は、経済的な困難に陥った人々を検挙して隔離する役割を果たしていたとも言えるだろう。よって、第一次世界大戦後に検挙数が増加した原因は、やはり道義の退廃や外来思想の影響ではなく、物価上昇による経済的困難とそれを社会的に隠蔽する警察の管理体制に求めべきである。

つまり、統計データを一見すると、明治後期から大正時代にかけて犯罪が多発しているかのように見える現象も、実は凶悪化やモラルの低下を原因にしているとは言い難い。むしろ、殺人や傷害は第一次世界大戦後の物価上昇期にも増えておらず、あらゆる犯罪の中でモラルの問題と最も密接な関係をもつと考えられる軽犯罪の検挙数は減少傾向にあった。むしろ問題だったのは、犯罪の原因を犯罪者個人に求め、彼らを管理する体制を強化する姿勢であったといえるだろう。管理体制を強化するほど、小さな犯罪に目が届くようになるので、検挙件数は増える。大正時代は明治時代と同様に、そのような悪循環によって警察の管理体制が不必要なまでに強化されていった時代であった。

まとめ

本研究では、明治・大正時代の軽犯罪を対象にして、法的規制を伴う社会規範の変化とそれに向けた人々の対応、警察による社会管理の強化と犯罪件数の関係などについて検討してきた。

まず、1872（明治5）年制定の違式註違條例は、これまで外国人からみた野蛮な行為を禁止する法律として位置づけられてきたが、それに相当する条文は案外少なかった。そのおもな理由は、政府が旧来からのみっともない行為を逐一禁止するのを不適當と判断していたからである。むしろ、この違式註違條例には公事方御定書を踏襲して制定された新律綱領で対応できないような、近代化に伴って生じた各種営業や交通の諸問題に関する条文の方が多い。よって、違式註違條例は野蛮な行為を取り締まる法律というよりも、新律綱領を適用できないような新たに出現した諸問題や小さなトラブルに対処するためにつくられた雑多な法律であると考えられる。

しかし、違式註違條例は雑多な条文をかき集めてあるがゆえに、一般庶民からみて犯罪と非犯罪

の境界がわかりにくかった。罪を犯したという意識のないまま、違式註違條例を適用されて警察に逮捕されることもしばしばあったようである。違式註違條例における最大の問題は、既存研究が強調するように旧来からの慣習が禁止されたことではなく、むしろ条文のわかりにくさによって、一般庶民がいつどこで逮捕されるかもしれないという危機感と警察への不信感を抱いていたことにあったといえないだろうか。

1880（明治13）年になると、違式註違條例は違警罪として刑法のなかに組み込まれた。これにより、刑法は対象範囲を大幅に拡大し、かつ特定の被害者を伴わないある種の行為を取り締まる行政的な色彩を帯びることとなった。そのような行政色の強い刑法は、犯罪と非犯罪の境界を曖昧にするため、現状否定的な観点からしばしば取締の対象を拡大させる。実際に1880年刑法の違警罪は、違式註違條例よりも条文の数が多かった。同時に刑法の対象範囲を拡大させたことに対応するため、警察の管理体制も強化された。

また、違式註違條例の一部、とくにみっともない行為を禁止する条文のいくつかは、「風俗ヲ害スル罪」として違警罪に組み込まれ、以前よりも厳罰を科せられるようになった。そのおもな内容は、猥褻罪や博打、神仏への不敬罪であるが、必ずしも特定の被害者を伴わないそれらの罪によって毎年新たに刑を受けていた囚人は、1880年代に囚人全体のおよそ25%という高い割合を占めた。これに「違警罪及ヒ庁府県定規則違反」による新入の囚人を加えると、両者の割合は全体の5割近くを占める。つまり、当時の刑務所には、特定の被害者を伴わないモラルに関する罪で入獄させられた囚人が極めて多かったのである。

そして、検挙者数は1880年代中ごろ以降に急増した。その反面で、殺人や傷害といった重い犯罪は減った。つまり、刑法の改定と警察による社会管理の強化は、日本を安全な国へと変化させたと評価できるが、その一方で違警罪という最も軽い罪で検挙される者を急増させ、それが検挙者の総数を大幅に引き上げた。その違警罪についても、モラルに関する罪状で逮捕される者は年々減っていったが、一方で住居なく「徘徊」することや道路妨害など、不可避な側面がある罪状での検挙者が増えていった。つまり、刑法の改定と警察による社会管理の強化は、少なくとも政府の立場からみた庶民のモラル改善に効果があったが、その反面、生活をしていくうえで完全に回避することが困難な行為による検挙者を増やした。

さらに、1885年になると違警罪即決例が制定され、これによって警察が違警罪検挙者への裁判権をもつことになった。この法律は裁判にかかる事務手続きを簡略化する目的で制定されたが、被告人の裁判を受ける権利を著しく損なわせるものであり、かつしばしば警察の別件逮捕に用いられた。また、逮捕した警察が裁判も兼ねることにより、不当逮捕の実態も隠蔽されやすかった。そして、違警罪による検挙者数は、刑法全体の検挙者数に占める割合が高かったため、犯罪者総数の増減を大きく左右した。犯罪に関する統計データを一見すると、近代以降に社会が荒れていったように感じられるが、実のところその原因は、おもに違警罪即決例を利用した警察の管理体制にある。

そして、1907（明治40）年には刑法が改定され、これに伴って従来の重罪、軽罪、違警罪という区分が廃止される。ここで、違警罪の大部分は廃止されたが、その一部は刑法に編入された。これによって、従来は違警罪で処罰されていた行為が、刑法によって厳しく裁かれるようになった。このことは同時に、実態としての変化がないままに、刑法による検挙件数と重い犯罪の種類を増やす

ことにつながった。また、裁判所は以前よりも刑罰の軽重を決定するための権限を拡大した。そのうえ、違警罪が廃止されたにも関わらず、代わりに内務省令によって警察犯処罰令という新たな軽犯罪法が施行され、かつ違警罪即決例が事務手続きを簡略化する名目で残されたため、警察が社会管理を強化するための権限もほとんど縮小されなかった。

このため、警察犯処罰令と違警罪即決例による弊害が深刻となり、1910年には、衆議院で違警罪即決例を廃止する案が提出される。しかし、この案は修正されたのちに衆議院を通過したものの、官僚によって強硬に反対され、貴族院で否決されてしまう。その後、徐々に特別法が整備されていくと、違警罪即決例はそれらにも適用されたため、検挙件数の総数をますます増加させた。

第一次世界大戦後には、物価上昇によって実質賃金が低下したため、窃盗や賭博によって検挙される人々が急増した。しかし、その一方で殺人や傷害など罪の重い犯罪や警察犯処罰令のようなモラルに関する軽い犯罪の数は増えなかった。この点から、経済的困難や失業によって窃盗や賭博が増えたとしても、それらによって社会全体の凶悪化やモラルの低下が進行するわけではないということがわかる。問題はむしろ、どのような種類の犯罪であっても、検挙件数の総数が増えると警察の管理体制が強化されるため、それによってさらに検挙件数が増えるという悪循環に陥っていくことにある。昭和に入ると治安維持法が制定された影響もあって、検挙件数がさらに急上昇していくが、その状況を生み出す要因は明治・大正時代に整えられていたといえるだろう。

註

- (1)——この原因について、柳田は「わずか一年か二年に道路のある限り、いわゆる人力車が全国の隅まで普及して行ったのは、単に物珍しいというためでもなければ、乗らずにいらぬ人が多くなったからでもない。つまりはこれだけがあの時代の手ごろの職業であったのである」と述べている（『明治大正史世相篇』，201-202頁）。
- 車夫が選択しやすい職業の1つであったことを示すいい例であろう。
- (2)——合力とは、労力を提供する代わりに物や賃金を請求することである。例えば、頼んでもいないのに人力車の後ろを押して、その労力に対する報酬を請求する行為などを指す。

引用文献

- 青木隆浩「近代の『風俗』論再考—学説史的検討—」，国立歴史民俗博物館研究報告108，2003年，423-456頁。
- 赤塚行雄編『青少年非行・犯罪史資料』1，刊々堂出版社，1982年a，588頁。
- 赤塚行雄編『青少年非行・犯罪史資料』2，刊々堂出版社，1982年b，649頁。
- 赤塚行雄編『青少年非行・犯罪史資料』3，刊々堂出版社，1983年，706頁。
- 安部淳吉「明治期の犯罪」（所収 水田恵三編『犯罪・非行の心理学』，ブレーン出版，1994年，107-142頁）。
- 安部正直「警察犯処罰令と違警罪即決例の沿革—警察機関による刑事裁判の経験—」，警察学論集19-11，1966年，88-111頁。
- 鮎川 潤『少年犯罪 ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』，平凡社，2001年，217頁。
- 安藤政之助『実用詳解警察犯処罰令』，光文社書店，364頁。
- 色川大吉「『昭和史世相篇』の構想」（所収 谷川健一他『日本民俗文化大系12巻 現代と民俗：伝統の変容と再生』，小学館，1986年，55-110頁）。
- 内田 誠「明治前期における行政警察的取締法令の形成—違式註違条例から旧民法第四編違警罪へ—」，早稲田法学会誌33，1983年，29-59頁。
- 大庭絵里「犯罪・非行の『凶悪』イメージの社会的構成—『凶悪』事件ニュース報道をめぐって—」，犯罪社会学研究15，1990年，18-33頁。

- 岡崎哲二「近世日本の経済発展と株仲間」(所収 岡崎哲二編『取引制度の経済史』, 東京大学出版会), 2001年, 15-41頁。
- 小木新造「解説(1)」(所収 『日本近代思想大系23 風俗 性』, 岩波書店), 1990年, 464-479頁。
- 大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』, 校倉書房, 1992年, 386頁。
- 神谷 力「地方違式註違条例の法的構造」, 社会科学論集(愛知教育大学) 16, 1976年, 52-76頁。
- 河合幹雄『安全神話崩壊のパラドックス—治安の法社会学』, 岩波書店, 2004年, 320頁。
- 川村邦光『幻視する近代空間(新装版)』, 青弓社, 1997年, 214頁。
- 川村邦光「犯罪の民俗」(所収 青木保・川本三郎・筒井清忠他編『近代日本文化論6 犯罪と風俗』, 岩波書店), 2000年, 1-20頁。
- カンギレム, ジョルジュ著, 滝沢武久訳『正常と病理』, 法政大学出版局, 1987年, 300頁(初出: Georges Canguihem “Le Normal et le Pathologique”, P. U. F., 1966)。
- 熊倉 功「文明開化と風俗」(所収 林屋辰三郎編『文明開化の研究』, 岩波書店), 1979年, 569-592頁。
- 警視庁史編さん委員会編『警視庁史 大正編』, 1960年, 749頁。
- 小松和彦『神隠し』, 弘文堂, 1991年, 238頁。
- 清水 勲編『ビゴー日本素描集』, 岩波書店, 1986年, 226頁。
- 清水 勲編『ワーグマン日本素描集』, 岩波書店, 1987年, 220頁。
- 清水 勲編『続ビゴー日本素描集』, 岩波書店, 1992年, 229頁。
- 芹沢一也『狂気と犯罪 なぜ日本は世界一の精神病国家になったのか』, 講談社, 2005年, 222頁。
- 徳永高志「明治初年の都市民衆支配—東京違式註違條例制定前後—」, 歴史評論40-5, 1984年, 21-39頁。
- 中村隆英『日本経済 その成長と構造』第3版, 東京大学出版会, 1993年, 356頁。
- ベッカー, ハワード S. 著, 村上直之訳『新装アウトサイダーズ ラベリング理論とは何か』, 新泉社, 1993年, 289頁(初出: Howard S. Becker, “Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance”, New York: The Free Press, 1963)。
- マリノウスキー著, 青山道夫訳『新版 未開社会における犯罪と慣習』, 新泉社, 2002年, 269頁(初出: Bronislaw K. Malinowski, “Crime and Custom in Savage Society”, ROUTLEDGE & KEGAN PAUL LTD, 1926)。
- 宮田 登「犯罪の世相と民俗の心意」, 国立歴史民俗博物館研究報告24, 1989年, 231-256頁。
- 柳田國男「国史と民俗学」(所収『定本柳田國男集24』, 筑摩書房), 1963年, 7-48頁(初出: 『岩波講座日本歴史17』, 岩波書店, 1935年)。
- 柳田國男「郷土生活の研究法」(所収『定本柳田國男集25』, 筑摩書房), 1964年, 201-328頁(初出: 刀江書院, 1935年)。
- 柳田國男『明治大正史世相篇 新装版』, 講談社, 1993年, 464頁(初出: 1930年)。
- 山田巖子「マス・メディアと『現代伝説』—犯罪報道をめぐって—」, 昔話—研究と資料—24, 1996年, 23-53頁。

(国立歴史民俗博物館研究部)
(2005年3月25日受理, 2005年7月15日審査終了)

Institutional Changes in Minor Offenses and the Strength of Social Control in the Meiji and Taisho Periods

AOKI Takahiro

This paper focuses on minor offenses committed during the Meiji and Taisho periods. It investigates the relationship between the number of minor offenses act and changes in social control brought about by the police.

The study has revealed that serious offenses such as murder and injury have little to do with the number of arrests for offenses overall. In other words, even when facing poverty and social chaos after the war, people did not cause a great increase in heinous crimes compared to the time of peace preceding the war. Consequently, this validates the stance that the existing method of investigation into folklore that depicts changes in society using data on heinous crimes like those reported in the mass media is not appropriate.

Instead, it was discovered that it is minor offenses that have a huge impact on the number of arrests for all offenses. Because minor offenses are situated on the borderline between crimes and non-crimes, the realm of minor offenses has been altered considerably as a result of changes in values that occurred with the changing times and the development of the legal system. What is more, during the Meiji and Taisho periods there was a great number of legal provisions that imposed controls on minor offenses, making for a very complex system. As a result of the high number of arrests for minor offenses, the police even had the authority to impose light punishments on the offenders that it simplified administrative procedures. The police frequently abused this right and repeatedly arrested people on another charge using a minor offense as a pretext.

During that time, in so far as moral-related crimes that could be avoided by taking precautions went, fewer people committed such crimes with the passing of each year. Even so, the law as it related to minor offenses was complex, and because the police used this to arrest people on another charge people had no way of knowing when and where and on what evidence they could be arrested. The police were easily able to increase the number of arrests for minor offenses by strengthening the system of control. When the number of arrests increased the police used that as a reason to increase the number of police officers, which in turn enabled them to tighten control even further. Although on the surface the increase in the number of arrests during the Meiji and Taisho periods would appear to point to a worsening in society, in fact this increase attests to a time when the authority of the police was autonomously strengthened.
